

# 認可保育施設入園のご案内

《認可保育園(区立・私立)・認定こども園・地域型保育事業》  
【令和3年4月～令和4年3月入園】

## 令和3年5月～令和4年3月入園の申し込み

### 窓口受付

保育課保育係(区役所 2階 5番窓口) 又は  
第1希望の保育施設

### 郵送受付

(簡易書留推奨)

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1  
江戸川区子ども家庭部保育課保育係 宛

令和3年4月入園の  
申し込みについては  
7・8ページをご覧ください

入園希望月	募集数公表日	申込受付期間	郵送締切日(必着)
令和3年 5月	4月1日(木)	2月26日(金) ~ 4月9日(金)	4月5日(月)
" 6月	5月1日(土)	4月12日(月) ~ 5月10日(月)	5月6日(木)
" 7月	6月1日(火)	5月11日(火) ~ 6月10日(木)	6月3日(木)
" 8月	7月1日(木)	6月11日(金) ~ 7月9日(金)	7月5日(月)
" 9月	8月1日(日)	7月12日(月) ~ 8月10日(火)	8月4日(水)
" 10月	9月1日(水)	8月12日(木) ~ 9月10日(金)	9月3日(金)
" 11月	10月1日(金)	9月13日(月) ~ 10月8日(金)	10月5日(火)
" 12月	11月1日(月)	10月12日(火) ~ 11月10日(水)	11月4日(木)
令和4年 1月	12月1日(水)	11月11日(木) ~ 12月10日(金)	12月3日(金)
" 2月	1月1日(土)	12月13日(月) ~ 1月7日(金)	1月4日(火)
" 3月	2月1日(火)	1月11日(火) ~ 2月10日(木)	2月3日(木)

令和3年5月～令和4年3月入園の申込受付は、上記の日程で行います(郵送の場合は締切日が異なります)。各入園希望月の申込受付期間より前に、申し込むことはできません。また、結果通知は各入園希望月の前月22日頃に送付します。申し込みの注意点等、詳しくは8ページをご覧ください。

転園や退園等で空きが出る場合がありますので、募集がなくても申し込むことはできます。申し込みの順番と入園内定は関係ありません。申込書類は期間に余裕をもって提出してください。

## 問合せ・申し込み先

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1

江戸川区子ども家庭部保育課保育係(区役所 2階 5番窓口)

《受付時間》 月～金曜日 8:30～17:00(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 5662-0066(保育課保育係 直通)

《ホームページ》 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/>

子育て応援サイト  
(区ホームページ)



このご案内は、認可保育施設の申込方法や必要書類、入園後の手続き等についての重要な情報を掲載したものです。お子さんの保育が必要な方は、**ご案内の内容をよくご確認のうえ、お申し込みください。**  
 なお、**入園後も大切に保管してください。**

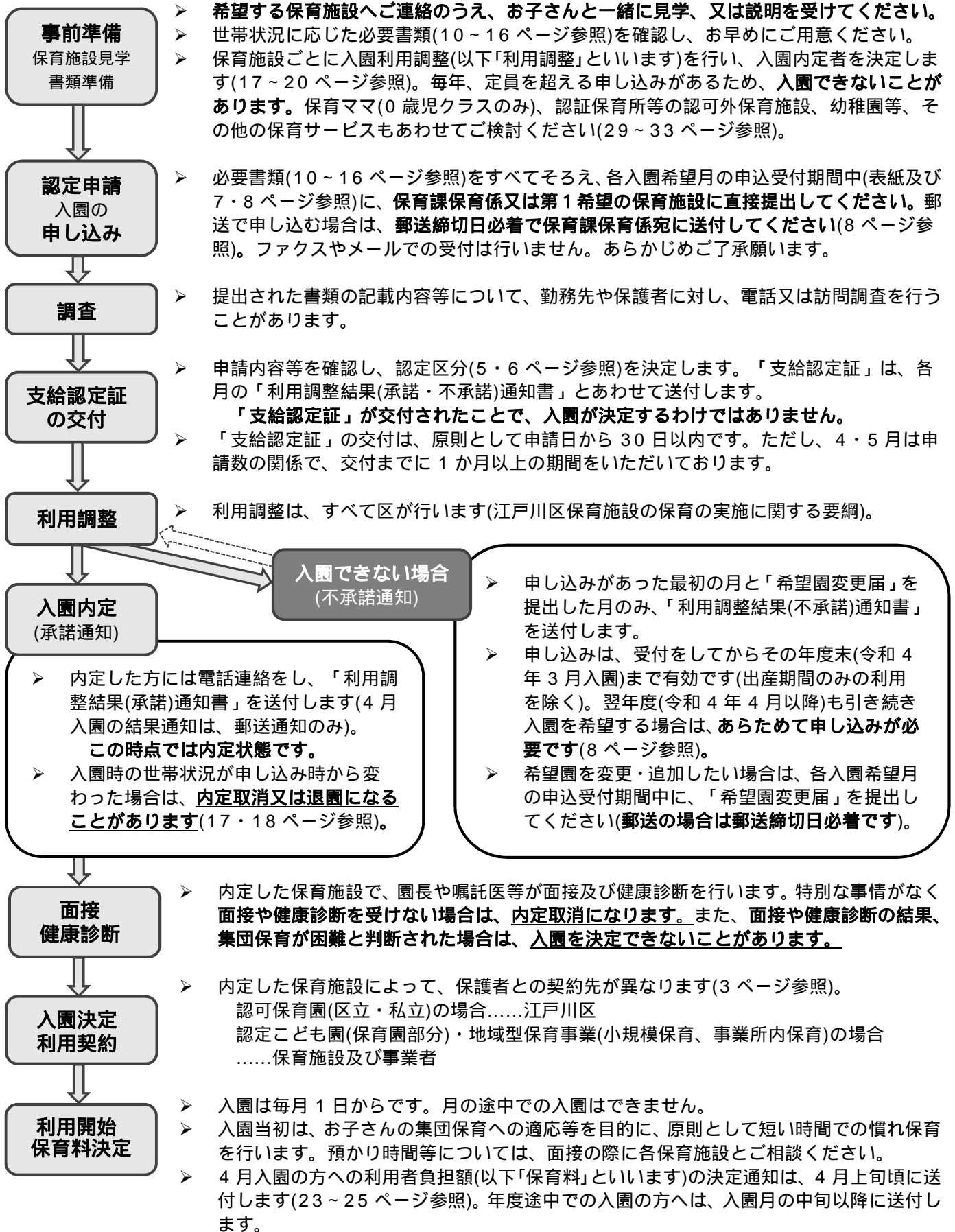
## 目次

令和3年5月～令和4年3月入園の申し込み.....	表紙
入園までの流れ.....	2
区役所で申し込みができる保育施設及び事業.....	3
令和3年4月に新規開設する私立の保育施設.....	4
保育の必要性の認定.....	5
入園の申し込み.....	7
令和3年4月入園の申し込み.....	7
延長保育の申し込み.....	9
必要書類.....	10
申込内容に変更がある場合.....	12
江戸川区外からの申し込み.....	13
江戸川区外への申し込み.....	13
申込書類の記入例.....	14
利用調整方法・利用調整指数.....	17
育児休業中の方の申込方法・復職・利用調整指数.....	18
利用調整指数.....	19
入園後の届出.....	21
在園中の届出.....	22
保育料.....	23
保育料の負担軽減.....	24
保育料の減額・免除.....	24
令和3年度 保育料基準額表.....	25
よくあるご質問.....	26
江戸川区の保育サービス.....	29
幼児教育・保育の無償化.....	33
お知らせ.....	34
区立保育園の民営化.....	34
地域型保育事業.....	35

### 注意

このご案内は、令和2年8月31日現在の情報をもとに作成しているため、**変更になることがあります。**  
 令和2年11月2日(月)に、江戸川一丁目・江戸川二丁目・東瑞江二丁目に住居表示の実施を予定しています。

# 入園までの流れ



# 区役所で申し込みができる保育施設及び事業

## (1)申し込みができる保育施設及び事業

保護者が就労や病気等のために、家庭での保育が困難な場合は、下記の保育施設及び事業への利用申し込みができます。保育施設の所在地や定員等、詳しくは別紙「令和3年度 保育施設一覧」をご覧ください。なお、認可保育園(私立)・認定こども園・地域型保育事業を私立の保育施設、認可保育園(区立)を区立保育園とといいます。

保育施設・事業		内容	保育料
認可保育園 (区立・私立)		国が定めた設置基準(広さ、保育士等の職員数、衛生管理等)を満たし、都知事又は区長に認可されています。区が運営する区立保育園と、社会福祉法人等が運営する私立の保育施設があります。	特別区民税所得割額をもとに、区が決定します。区立・私立とも同額です(23～25ページ参照)。
認定こども園 (私立)		幼稚園と保育園の機能や特長等をあわせ持った保育施設で、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4つの形態があります。3歳児クラス以上のお子さんは、幼児教育と保育をあわせて受けることができます。保育内容等、詳しくは各保育施設に直接お問合せください。	特別区民税所得割額をもとに、区が決定します。認可保育園と同額ですが、納付先は各保育施設及び事業者です(23～25ページ参照)。
地域型保育事業(私立) 1	小規模保育	0歳から2歳児クラスのお子さんをお預かりする事業です。保育内容等、詳しくは各保育施設に直接お問合せください。	
	事業所内保育	0歳から2歳児クラスのお子さんをお預かりする事業です。会社の事業所内の保育施設等で、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。保育内容等、詳しくは各保育施設に直接お問合せください。	
	家庭的保育 居宅訪問型保育	令和3年4月1日時点で、江戸川区に該当する事業はありません。	

1...地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育)については、35ページをご覧ください。

江戸川区では、0歳児クラスのお子さんを対象に、保育ママによる保育を行っています(29ページ参照)。詳しくは別紙「江戸川区保育ママ」をご覧ください。

上記の他に、認証保育所等の認可外保育施設があります(32ページ参照)。施設と保護者との直接契約です。詳しくは各施設に直接お問合せください。所在地等については、区のホームページでも確認できます。

## (2)申し込みができる方

申し込みができる方は、原則として江戸川区に住民票がある方です。江戸川区外に転出した場合、申し込みは取下げになります。ただし、申し込み時点で江戸川区に住民票がない方でも、江戸川区に転入予定がある場合、江戸川区に隣接する住所に住んでいる場合、又は保護者どちらかの勤務地が江戸川区にある場合等に、申し込みができることがあります(13ページ参照)。詳しくは保育課保育係にお問合せください。

## (3)保育施設の対象年齢(クラス年齢)と開所時間

保育施設・事業	対象年齢(クラス年齢)						開所時間	延長保育
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		
認可保育園(区立)							7:30～ 18:30 (2)	一部有 (2)
認可保育園(私立)								
認定こども園(保育園部分)	(1)							
地域型保育事業								
保育ママ							29ページをご覧ください。	
認証保育所					(3)		各施設にお問合せください。	

1...一部の私立の保育施設のみ行っています(別紙「令和3年度 保育施設一覧」参照)。

2...開所時間や延長保育時間は、保育施設ごとに異なります(別紙「令和3年度 保育施設一覧」参照)。

3...一部の認証保育所のみ行っています(32ページ参照)。

#### (4)クラス年齢

令和 3 年 4 月 1 日時点の年齢でクラスが決まります。令和 3 年度は下記のとおりです。

クラス	生 年 月 日
5 歳児	平成 27 年(2015)年 4 月 2 日 ~ 平成 28 年(2016)年 4 月 1 日
4 歳児	平成 28 年(2016)年 4 月 2 日 ~ 平成 29 年(2017)年 4 月 1 日
3 歳児	平成 29 年(2017)年 4 月 2 日 ~ 平成 30 年(2018)年 4 月 1 日
2 歳児	平成 30 年(2018)年 4 月 2 日 ~ 平成 31 年(2019)年 4 月 1 日
1 歳児	平成 31 年(2019)年 4 月 2 日 ~ 令和 2 年(2020)年 4 月 1 日
0 歳児	令和 2 年(2020)年 4 月 2 日 ~ 受入開始日齢・月齢は保育施設ごとに異なります。

#### 《0 歳児クラスの受入開始日齢・月齢》

0 歳児クラスは、入園日(毎月 1 日)に申し込み可能な日齢・月齢に達しているお子さんが対象になります。受入開始日齢・月齢は保育施設ごとに異なります。別紙「令和 3 年度 保育施設一覧」をよくご確認のうえ、お申し込みください。

例)57 日目 生まれた日を含む生後 57 日が経過した翌月入園から申し込み可能  
(57 日目が月の初日の場合は、当月入園から申し込み可能)



#### (5)令和 3 年 4 月に新規開設する私立の保育施設

令和 3 年 4 月に新規開設する私立の保育施設を、下記のとおり予定しています。クラス別定員や開所時間等、詳しくは別紙「令和 3 年度 保育施設一覧」、又は区のホームページをご覧ください。

また、新規開設園に入園を希望する場合は、保育施設ごとに開催する入園説明会への参加、又は保育方針等の説明を受ける必要があります。令和 3 年 4 月入園の説明会の日程や申込方法等については、区のホームページをご確認ください。

【令和 2 年 8 月 31 日現在】

区分	保育施設名(仮称)	所在地	問合せ先
認可保育園(私立)	ココロラボインターナショナル 平井 3 丁目	平井 3-13-11	03-5858-9447 (株)ココロラボ (ココロラボインターナショナル平井)
	あい・あい保育園 東葛西園	東葛西 7-20 (新設のため住居表示未定)	03-6284-1627 (株)global child care
	アスク東葛西第二保育園	東葛西 6-37 (新設のため住居表示未定)	03-6455-8035 (株)日本保育サービス
	キッズガーデン北小岩	北小岩 6-19-7	03-6420-3686 (株)Kids Smile Project
	キッズラボ西葛西園	西葛西 8-4-1	03-6808-6570 キッズラボ(株) (キッズラボ東葛西園)

#### < 保育施設の運営、保育内容等についての相談窓口 >

保育施設についての苦情等の相談は、各副施設長(主任保育士)が受付を担当しています。責任者は各施設長で、保育施設ごとに第三者委員も設置していますので、直接ご相談ください。なお、江戸川区役所保育課又は子育て支援課にご相談いただくこともできます。

《問合せ先》 区立保育園の場合.....保育課保育園担当係(区役所 2 階 5 番窓口) 電話：5662-8093  
私立の保育施設の場合...子育て支援課運営支援係(区役所 3 階 7 番窓口) 電話：5662-5028

## 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援新制度では、認可保育園・認定こども園・地域型保育事業・新制度に移行した幼稚園等を利用する保護者の方に、保育の必要性の認定(以下「認定」といいます)を申請していただく必要があります。認定は、必要に応じた保育や教育を提供していくために、保育の必要性や必要量等を判定するもので、3つの区分に分かれます。区分により、下記のとおり利用できる施設等が異なります。

認定は、保育の必要性の有無を判定するもので、**施設等への入園をお約束するものではありません。**

### (1)認定区分

認定区分	認定基準	対象	利用できる施設
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上で、教育を希望する子ども	一部の私立幼稚園(1) 認定こども園(幼稚園部分)(1)
2号認定	保育認定	満3歳以上で、保護者が就労等のために、保育を必要とする子ども	認可保育園(区立・私立) 認定こども園(保育園部分)
3号認定	保育認定	満3歳未満で、保護者が就労等のために、保育を必要とする子ども	認可保育園(区立・私立) 認定こども園(保育園部分) 地域型保育事業

1...私立幼稚園と認定こども園(幼稚園部分)には、**正規の教育時間の前後に在園児をお預かりしている園があります。**詳しくは別紙「私立幼稚園の預かり保育について」をご覧ください。

### (2)保育の利用を必要とする事由

2号・3号認定(保育)を受けるには、**保護者いずれもが以下 ~ の事由いずれかに該当する必要があります。**

保育の利用を必要とする事由	保護者の状況
就 労	月48時間以上勤務している(通勤時間・休憩時間を除く) 出産休暇・育児休業からの復職の場合や、勤務内定有の場合を含みます。 月48時間に満たない場合、認定は の求職活動になります。
疾病・障害	病気、負傷、心身に障害等があるため、保育が困難
介護・看護	同居している病気の方や障害者等を常時介護・看護している
災害復旧	災害の復旧にあっている
求職活動	求職活動をしている(入園後3か月以内に勤務開始が必要)
就 学	就学・技術習得等のため外出を常態とし、保育ができない 月48時間に満たない場合、認定は の求職活動になります。
妊娠・出産	出産のため、準備や休養等が必要(出産予定月とその前後2か月の計5か月に限る)
そ の 他	(1)きょうだいがすでに保育施設を利用中で育児休業を取得した場合に、きょうだい 引き続きその保育施設の利用を必要とする (2) ~ の(1)以外の事由で、明らかに家庭での保育が困難であると認められる

### (3)申請方法

2号・3号認定(保育)を希望する場合...保育施設の入園申し込みと同時に、認定申請をしていただきます。  
1号認定(教育)を希望する場合.....各施設に直接お申し込みください。

認証保育所等の認可外保育施設(江戸川区外を含む)を利用する保護者の方で、江戸川区から認定を受ける必要があり、認可保育施設に入園を希望しない場合は、認定申請のみをしていただくことができます。詳しくは保育課保育係にお問合せください。

#### (4) 保育の必要量の区分

保育施設を利用できる時間は、保育の利用を必要とする事由(5 ページ参照)や家庭状況等に応じて、保育標準時間(最大 11 時間)と保育短時間(最大 8 時間)の 2 つの区分に分かれます。

保育の必要量の区分	保育時間
保育標準時間 (月 120 時間以上の就労等)	
保育短時間 (月 48 時間以上 120 時間未満の就労等)	

利用可能な時間帯は、保育施設ごとに異なります。別紙「令和 3 年度 保育施設一覧」をご覧ください。

保育の必要量の区分は、保育の利用を必要とする事由(5 ページ参照)に応じて、各家庭の実態で判定されます。

保育の利用を必要とする事由	保育の必要量の区分
就労、 介護・看護、 就学、 その他の(2)	申請内容等により、保育標準時間(最大 11 時間)又は 保育短時間(最大 8 時間)
疾病・障害、 災害復旧、 求職活動、 妊娠・出産	保育標準時間(最大 11 時間)
その他の(1)	保育短時間(最大 8 時間)

#### (5) 保育内容

休園日は、日曜日・祝日(振替休日を含む)・年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)です。実際の保育時間は、保育の必要量の区分に応じた最大で利用可能な時間帯内で、保護者の勤務時間や通勤時間等を考慮し、施設長が決定します(実際の預かり時間は、認定された時間とは異なります)。

私立の保育施設は、保育施設ごとに保育内容が異なります。詳しくは各保育施設に直接お問合せください。

【区立保育園の一例】

時間帯	保育内容
7:30~	順次登園、健康視診、連絡確認、持ち物整理
午前	基本的な生活習慣、自由遊び・課題遊び
10:00	3 歳児未満はおやつ
11:20~	食事の準備、食事、片付け
12:30~	3 歳児未満...お昼寝 3 歳児以上...お昼寝・休息
午後	基本的な生活習慣、自由遊び・課題遊び
15:00	おやつ
16:00~	健康視診、持ち物整理、保育状況の連絡、順次降園



#### (6) 支給認定証の交付

認定された方には、「支給認定証」を交付します。「支給認定証」は、施設の入園申し込みや利用等のために必要になりますので、**保育の必要性がなくなるまで大切に保管してください**。なお、紛失や破損した場合等は再交付しますので、「教育・保育給付認定再交付申請書」を保育課保育係に提出してください(22 ページ参照)。申請書は保育課保育係及び各保育施設にあります。また、区のホームページからダウンロードもできます。

なお、家庭状況等に変更があった場合や、「支給認定証」の有効期限を延長する場合等は、届出が必要です。詳しくは 12 ページ又は 22 ページをご覧ください。ただし、満 3 歳に達するお子さんの 3 号認定から 2 号認定への変更(5 ページ参照)は保育課保育係で行いますので、届出は必要ありません。

# 入園の申し込み

## (1)令和3年4月入園の申し込み

令和3年4月入園の申込受付は、下記の日程で行います。郵送で申し込む場合は、**各締切日必着で保育課保育係宛に送付してください**(8ページ参照)。**郵送の場合も締切日は同じです**。なお、4月入園の利用調整方法は、年度途中での入園の利用調整方法と一部異なります。17ページをよくご確認くださいのうえ、お申し込みください。

新規開設園(4ページ参照)は、申込受付期間等が異なることがあります。区のホームページをご確認ください。転園や退園等で空きよ空きが出る場合がありますので、**募集がなくても申し込むことはできます**。

毎年、申込受付期間の初日と最終日は大変混み合いますが、**申し込みの順番と入園内定は関係ありません**。

### 【私立1回目】...私立の保育施設の1歳から5歳児クラス

募集数公表日	令和2年10月23日(金)		
申込受付期間	令和2年11月2日(月)~11月10日(火) 11月3日(祝)・8日(日)を除く		
受付場所・時間	第1希望の私立の保育施設 受付場所等、詳しくは各保育施設に直接お問合せください。	11月2日(月)~11月10日(火) 11月3日(祝)・8日(日)を除く	9:30~16:00
結果通知予定日	令和2年12月17日(木) 郵送通知のみ		

- ・第2希望以降に区立保育園も希望することはできますが、**区立保育園より希望順位が低い私立の保育施設は、【私立1回目】では利用調整を行いません**(17ページ参照)。
- ・0歳児クラスのきょうだいも申し込む場合は、同じ申込書類に記入して提出できます(14~16ページ参照)。ただし、1歳から5歳児クラスは上記の日程で、0歳児クラスは下記の日程で利用調整を行います。
- ・【私立1回目】の結果が不承諾の場合は、引き続き【区立・私立2回目・区立延長保育】で利用調整を行いますので、**申込書類の再提出は不要です**。ただし、申込内容に変更がある場合は、12ページをご覧ください。
- ・内定状態で【区立・私立2回目・区立延長保育】や【最終利用調整】に申し込むことはできません。内定した保育施設とは別の保育施設を希望する場合は、「保育施設入園内定辞退届」を提出し、再度申し込みが必要です(12ページ参照)。詳しくは、27ページの「よくあるご質問」Q15・16をご覧ください。

### 【区立・私立2回目・区立延長保育】...区立保育園・私立の保育施設の0歳から5歳児クラス

募集数公表日	令和2年12月17日(木)		
申込受付期間	令和2年12月17日(木)~12月23日(水) 詳細は下記のとおり		
受付場所・時間	第1希望の保育施設 受付場所等、詳しくは各保育施設に直接お問合せください。	12月17日(木)~12月23日(水) 12月20日(日)を除く	9:30~16:00
	江戸川区役所(503会議室)	12月17日(木)~12月18日(金)	8:30~17:00
	葛西区民館(集会室)	12月19日(土)	10:00~16:00
	タワーホール船堀(306会議室)	12月20日(日)	10:00~17:00
	グリーンパレス(4階集会室) 最終日は窓口が大変混み合います。	12月21日(月)~12月23日(水)	10:00~17:00 12月21日(月)は 19:30まで
結果通知予定日	令和3年2月17日(水) 郵送通知のみ		

- ・【私立1回目】の申し込み時に区立保育園も希望した場合は、**申込書類の再提出は不要です**。ただし、区立保育園の延長保育を希望する場合は、この期間に別途、延長保育の申し込みが必要です(9ページ参照)。
- ・【私立1回目】の結果が不承諾で、希望園を変更・追加したい場合は、「希望園変更届」を提出してください。
- ・上記の申込受付期間以降に出産予定のお子さんを申し込む場合は、この期間に保育課保育係へ必ずご相談ください。詳しくは、26ページの「よくあるご質問」Q5をご覧ください。
- ・令和2年度入園分も並行して募集しているため、募集数は定員より少ないことがあります。



## 【最終利用調整】

左記の申込受付期間終了後、定員を満たしていない又は急な退園等で空きが出た保育施設のみ、再度利用調整を行います。【私立 1 回目】や【区立・私立 2 回目・区立延長保育】の結果が不承諾の場合は、この期間に「希望園変更届」を提出することができます。最終利用調整の結果通知は、原則として内定した方のみを送付します。

《申込受付期間》 令和 3 年 2 月 25 日(木)まで 募集数は流動的なため、公表できません。

《受付場所》 保育課保育係(区役所 2 階 5 番窓口) 又は 第 1 希望の保育施設

《結果通知予定日》 令和 3 年 3 月 11 日(木) 郵送通知のみ

## (2)令和 3 年 5 月～令和 4 年 3 月入園の申し込み

令和 3 年 5 月以降の各月入園の申込受付は、表紙に記載の日程で行います(郵送の場合は締切日が異なります)。申し込みは、受付をしてからその年度末(令和 4 年 3 月入園)まで有効です。翌年度(令和 4 年 4 月以降)も引き続き入園を希望する場合は、**あらためて申し込みが必要です**(毎年 10 月上旬頃に翌年度のご案内が出ます)。

## (3)申し込みの注意点

- ・私立の保育施設に入園を希望する場合は、申し込み前に希望する保育施設へご連絡のうえ、お子さんと一緒に施設内を見学(新規開設園は入園説明会への参加)、又は保育方針等の説明を受けてください。連絡をしていない場合は、**内定できないことがあります**。また、区立保育園も一園は連絡することを推奨します。
- ・集団生活を体験させたい、教育を受けさせたい等の理由では、認可保育施設に申し込むことはできません。
- ・区立保育園では離乳食の対応をしていないため、通常給食が食べられないお子さんは、受け入れできないことがあります。また、調乳設備もないため、飲み物を飲むときはコップを使います。
- ・在園中又は卒園したきょうだいに保育料の未納がある場合は、**納付があるまで利用調整の対象外になります**。

### ！郵送で申し込む場合！

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送でも受付を行います。

- ・封筒に朱書きで【保育施設入園申込書類在中】とご記入のうえ、各入園希望月の郵送締切日必着で保育課保育係宛に送付してください(消印有効ではありません)。ファクスやメールでの受付は行いません。
- ・書類に不備や不足がある場合は、職員が電話連絡等を行うことがあります。申込書類には、日中連絡のとれる電話番号を記入してください。また、再提出や追加書類が必要になる場合がありますので、**期間に余裕をもって送付してください**。
- ・郵送事故等による遅れや不着、紛失等については、区では一切責任を負いかねます。**簡易書留やレターパック等の追跡可能な郵送方法を推奨します**。なお、お電話による到着確認等のお問合せには対応できかねます。あらかじめご了承ください。

## (4)発達が気になるお子さん、病気や障害等をお持ちのお子さんの申し込み

お子さんの発達面(言葉の遅れや落ち着きがない等)に不安がある場合は、区立保育園・私立の保育施設を問わず、**事前に保育課保育係へご相談ください**。申し込み時に窓口で聞き取りを行うことや、かかりつけ医の診断書等を提出していただくことがあります。また、保育施設の受け入れ体制により、入園が難しいことがあります。必ず申し込み前に希望する保育施設へご連絡のうえ、お子さんと一緒に見学をしてください。**見学の際には、お子さんの状態を詳しくお伝えください**。詳しくは、26 ページの「よくあるご質問」Q7 をご覧ください。

## (5)転園の申し込み

転居等の特別な事情がある場合は、転園の申し込みができます。申し込みができるのは、**内定した保育施設に通い始めてからになります**。必要書類や申込受付期間等は、通常の入園申し込みと同様です。ただし、「保育施設入園(転園)申込書」の【転園希望理由】欄には、**転園を希望する理由を記入してください**(15 ページ参照)。

転園が内定するまでは、在園中の保育施設に通園できますが、転園が内定した場合は、**内定を辞退しても、在園中の保育施設は退園になります**。詳しくは、27 ページの「よくあるご質問」Q14 をご覧ください。

## (6)延長保育の申し込み

一部の保育施設のみ行っています。詳しくは別紙「令和3年度 保育施設一覧」をご覧ください。延長保育を利用できる方は、その保育施設の通常保育を利用している方のみになります。また、延長保育にも定員があり、入園(内定)しても延長保育を利用できないことがあります。

### 区立保育園

利用調整は、区が行います。延長保育の保育料は、別途かかります(25 ページ参照)。月の初日に区立保育園に在園し延長保育を利用している場合は、その月の延長保育料(1 か月分)がかかります。

#### 《申込条件及び実施要件》

勤務時間等の理由で、18:30～19:30の間に保育ができない場合。

#### 《必要書類》

「江戸川区立保育園延長保育申込書」と、保護者及び祖父母(同居又は同住所の60歳未満)の「延長保育用勤務証明書」を提出してください。

#### 《申込方法》

申込受付期間や受付場所等は、通常の入園申し込みと同様です。ただし、4月入園の申込方法は、年度途中での申込方法と一部異なります。詳しくは7・8ページをご覧ください。

#### 《利用調整》

下記の利用調整基準指数をもとに決定します。結果通知は、申し込みがあった最初の月のみ送付します。

#### 《申込取下げ及び実施辞退》

延長保育を行っていない区立保育園や私立の保育施設に入園が内定した場合、延長保育の申し込みは取下げになります。また、延長保育の実施期間中に、勤務時間(実績)等を短縮した場合、又は出産休暇・育児休業・短時間勤務制度を取得した場合等、世帯状況の変更により実施要件に該当しなくなった方は、延長保育を利用できません。「延長保育実施辞退届」を、保育課保育係又は在園中の区立保育園に提出してください。

### 【区立保育園の延長保育の実施に伴う利用調整基準指数】

番号	保護者の状況			指数	
1	居宅外労働	基準指数	18:30以降、保育が困難	月20日以上	5
				月16日以上	4
				月12日以上	3
				上記以外	1
		加算指数	18:30以降、延長保育申込児が、延長保育申し込み時に月12日以上有料保育を利用している	2 (世帯単位)	
2	居宅内労働	基準指数	18:30以降、保育が困難	月20日以上	4
				月16日以上	3
				月12日以上	2
				上記以外	1
3	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等のため、保護者いずれかが不存在			5	
4	保護者が以下 ~ のいずれかの状況にある場合は、上記の番号1及び2を適用します。 疾病・障害のため、保育が困難 自宅介護・看護、又は病院・施設の付添い介護・看護のため、保育が困難 病院・心身通園施設等の送迎のため、保育が困難 災害等により自身の家屋の損傷、その他災害復旧活動のため、保育が困難 就学・技術習得等のため、保育が困難				
5	特に必要があると区長が認めた場合			1～5	

### 私立の保育施設

延長保育を行っている私立の保育施設は、入園(内定)後に各保育施設で直接申込受付を行い、決定します。また、延長保育料は保育施設ごとに異なります。詳しくは各保育施設に直接お問合せください。

## 必要書類

必要書類をすべてそろえ、各入園希望月の申込受付期間中(表紙及び7・8ページ参照)に提出してください(郵送の場合は郵送締切日必着です)。締切日までに必要書類の提出がない場合は、利用調整の対象外になります。書類に不備や不足がある場合は、職員が電話連絡等を行うことがあります。また、再提出や追加書類が必要になる場合がありますので、期間に余裕をもって提出してください。なお、保育施設では書類等の詳細確認は行いません。ご注意ください。



申請書ダウンロード  
各種記入例  
(区ホームページ)

提出された書類はお返しできません。必要に応じて、提出前にコピーをお取りください。

記入見本・記入要領等は、区のホームページでも確認できます。不備がないようお願いします。

認定関係の申請には、マイナンバーが必要です。保育課保育係の窓口で申し込む場合は、本人確認及びマイナンバー確認を行いますので、下記の書類をお持ちください。ただし、保育施設に書類を提出する場合、マイナンバー確認等を行いませんので、申込書類にもマイナンバーの記入は不要です(保育課保育係に書類が到着してから、区が確認します)。また、郵送で申し込む場合も、マイナンバーを記入せずに送付してください。

### (1)本人確認及びマイナンバー確認を行うための書類

《申込書類の保護者欄に記載のある方が、保育課保育係の窓口で申し込む場合》

下記 ・ の書類をお持ちください。

《申込書類の保護者欄に記載のある方以外の方(代理人)が、保育課保育係の窓口で申し込む場合》

下記 ・ ・ の書類をお持ちください。

保護者と認定申請児のマイナンバー確認書類	以下からいずれか1つ ・マイナンバーカード ・通知カード ・マイナンバーが記載されている住民票の写し(原本)
申込書類の保護者欄に記載のある方の本人確認書類	【顔写真付の証明書の場合】 以下からいずれか1つ ・マイナンバーカード( 1) ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード 等
申込書類の保護者欄に記載のある方以外の方(代理人)の本人確認書類	【顔写真付でない証明書の場合】 以下からいずれか2つ ・健康保険証 ・社員証又は就労証明書( 2) ・子ども医療証 ・乳幼児医療証 ・親子(母子)健康手帳 ・ひとり親家庭等医療費助成医療証 ・住民税納税通知書 等
代理権の確認書類	・委任状 区のホームページからダウンロードもできます。 委任状と 申込書類の保護者欄に記載のある方以外の方(代理人)の本人確認書類がない場合は、申し込み時に書類の修正や加筆ができません。

1...マイナンバーカードで本人確認もできます。

2...就労で認定申請をする方(5ページ参照)は、「就労証明書」も本人確認書類の1つになります。

## (2)保育の必要性を確認する書類

下記・・・はすべての方が、は保護者の状況に応じて、該当する書類を提出してください(「就労証明書」等は、提出時に3か月以内の証明日が明記されたもの)。  
**申込書類すべてに、消せるボールペンや鉛筆、修正液等の使用はできません。**

印は江戸川区指定の書式です。区のホームページからダウンロードもできます。

教育・保育給付認定申請書(表面) + 保育施設入園(転園)申込書(裏面)			
家庭状況書(表面) + 家庭状況書(裏面)			
児童状況申告書			
提出書類確認書			
保護者の保育の必要性を確認する書類(別住所の保護者や内縁者等を含む保護者全員分)			
a	就労	外勤・内職	就労証明書( 1)
b		自営業(法人は外勤扱い)	就労証明書( 1) + 下記の<自営業を証明する書類>
c		勤務内定有	就労証明書( 1) 勤務開始後2週間以内に、就労証明書( 1)を再提出
d		世帯主(生計中心者)が失業(自己都合退職を除く)し、勤務内定有	就労証明書( 1) + 世帯主(生計中心者)の離職票等のコピー 勤務開始後2週間以内に、就労証明書( 1)を再提出
e		育児休業中	入園月に復職予定
f	出産休暇中	育休取得せず復職予定	復職後2週間以内に、就労証明書( 1)を再提出
g		育休取得予定	就労証明書( 1)
h	求職活動中	勤務内定無	就職活動状況報告書 又は ハローワーク受付票のコピー 勤務内定後又は勤務開始後に、就労証明書( 1)を提出
i	疾病		診断書(原本)( 2)
j	障害		障害者手帳等のコピー( 3)
k	介護・看護	いずれか一つ	介護・看護状況申告書 + 以下からいずれか1つ
			介護・看護を受けている方の診断書(原本)
			介護・看護を受けている方の障害者手帳等のコピー( 3)
			介護保険被保険者証のコピーとケアプランのコピー
l	就学		在学証明書 + 時間割表等
m	妊娠・出産		親子(母子)健康手帳(表紙と分娩予定日のページ)のコピー

- 1...記入見本・記入要領等をよくご確認のうえ、勤務先(自営業の方は本人)が記入してください。勤務日数・時間等が不規則な場合は、直近3か月分(産休・育休中の方は、産休前3か月分)のシフト表等(勤務日数・時間等の記載があるもの)を添付してください。また、転職予定がある方は、12ページをご覧ください。
- 2...お子さんを保育することが困難である具体的な内容の記載が必要です。
- 3...江戸川区に住民票がある方は提出不要です。ただし、状況により提出していただくことがあります。

<自営業を証明する書類> AグループとBグループの中からそれぞれ1つずつ、計2つを提出してください。Bグループについては、育児のために自営業を休業している方は、休業前3か月分を提出してください。

Aグループ (事務所やお店の経営を確認できる書類)	Bグループ 直近3か月分 (継続して働いていることが確認できる書類)	
	自営業中心者	自営業協力者
個人事業の開業届や営業許可書のコピー 自営業中心者の確定申告書(第一表、第二表、収支内訳書、青色申告決算書等)のコピー 事務所やお店を開業していることが確認できるパンフレット、チラシ、ホームページ 事務所やお店の名前が記載されている公共料金の領収書のコピー 事務所やお店の賃貸契約書のコピー 履歴事項全部証明書 等	営業上必要な材料等の仕入れ伝票(各月2、3枚ずつ)のコピー 商品等の販売代金の請求書、領収書(各月2、3枚ずつ)のコピー 給与明細書、報酬の記録(振込先の通帳等)や賃金台帳のコピー 出勤記録(タイムカード等) 等	給与明細書、報酬の記録(振込先の通帳等)や賃金台帳のコピー 出勤記録(タイムカード等) 等

### (3)その他の書類(該当する場合のみ)

祖父母(60歳未満)と同居又は同住所(別世帯でも、住所が同じ場合やマンション等の同じ建物に住んでいる場合を含む)	祖父母の保育の必要性を確認する書類(該当する方全員分) 11ページの表の a~mをご確認ください。
区立保育園の延長保育を希望する(9ページ参照)	江戸川区立保育園延長保育申込書 + 延長保育用勤務証明書(該当する方全員分)
生活保護受給中	生活保護証明書(4)
保護者やお子さん、又は同居家族(同住所の祖父母等を含む)が外国籍	在留カード(表/裏)のコピー(該当する方全員分) 在留資格によっては、資格外活動許可書のコピーも必要です。
妊娠中	親子(母子)健康手帳(表紙と分娩予定日のページ)のコピー
現在、お子さんを地域型保育事業や認証保育所、又は企業主導型保育所に預けている方で、その施設に年齢制限があるため、継続利用ができない	保育証明書 施設に記入を依頼してください(江戸川区内の認可保育施設に預けている場合は提出不要です)。 定期的に月160時間以上預けている方が対象です。
転職予定がある	転職前(申し込み時点)の就労証明書(1) + 転職後(内定先)の就労証明書(1)
死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁等によりひとり親	以下からいずれか1つ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)、児童扶養手当又は児童育成手当の受給証明書のコピー(4)、ひとり親家庭等医療費助成医療証のコピー、離婚届受理証明書、行方不明や拘禁等であることが確認できる証明書等

4...江戸川区で受給されている方は提出不要です。ただし、状況により提出していただくことがあります。

#### ！ 申込内容に変更がある場合！

申込内容に変更がある場合や申し込みを取下げたい場合等は、届出が必要です。下記の該当する書類を、保育課保育係に提出してください。書類は保育課保育係及び各保育施設にあります。また、区のホームページからダウンロードもできます。なお、状況により、追加書類を提出していただくことがあります。

変更内容	提出書類	
住所、氏名、お子さんの預け先、家庭状況等が変わった、祖父母と同居・別居した(17ページ参照)	教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) 状況により異なります。保育課保育係にご相談ください。	
妊娠がわかった(17ページ参照)	教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) + 親子(母子)健康手帳(表紙と分娩予定日のページ)のコピー	
就労状況等が変わった、就職(勤務開始)・退職・転職した、育児休業を取得・延長した、産休・育休から復職した(17・18ページ参照)	教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届) + 保育の必要性を確認する書類等 11ページの表の a~mをご確認ください。 状況により異なります。保育課保育係にご相談ください。	
希望園を変更・追加したい	希望園変更届 締切日や受付場所等は、通常の入園申し込みと同様です。	
保育の必要性がなくなった(5・6ページ参照)	教育・保育給付認定取消申請書	
申し込みを取下げたい	入園	保育施設入園申込取下届
	延長保育(区立保育園)	延長保育申込取下届
内定を辞退したい	入園	保育施設入園内定辞退届(5)
	延長保育(区立保育園)	延長保育内定辞退届(5)

5...入園月に入ってから提出された場合は、その月の保育料又は延長保育料(1か月分)がかかります(23~25ページ参照)。また、内定を辞退した場合は、**申込書類がすべて無効になります**。再度入園又は延長保育を希望する場合は、申込書類一式をあらためてご用意のうえ、お申し込みください。なお、一度内定した入園の申し込みに対する「利用調整結果(不承諾)通知書」の発行は、いかなる場合もできません。詳しくは、27ページの「よくあるご質問」Q15・16をご覧ください。

#### (4)江戸川区外からの申し込み

##### 江戸川区に転入予定がある方

必要書類	申込書類一式(江戸川区指定の書式)( 1) + 転入先住居の「賃貸借契約書」又は「売買契約書」のコピー(転入先の住所・入居日・保護者名・保護者と不動産会社双方の印鑑があるもの)( 2) 1...現在お住まいの(住民票がある)自治体から指定がある場合は、指定の書式をお使いください。 2...祖父母宅等に同居する場合は、「同居同意書及び誓約書」を提出してください。書類は江戸川区役所保育課保育係にあります。また、区のホームページからダウンロードもできます。
提出先	現在お住まいの(住民票がある)自治体の保育施設入園担当係の窓口 転入前の申し込みは、仮申込です。入園希望月の前月末日までに江戸川区に転入(住民票を異動)し、江戸川区役所保育課保育係の窓口で本申込を行わない場合、申し込みは取下げになります。
結果通知	現在お住まいの(住民票がある)自治体を通してご連絡します。

##### 江戸川区に転入予定がない方

江戸川区に隣接する住所に住んでいる場合、保護者どちらかの勤務地が江戸川区にある場合、又は江戸川区に里帰り出産をする場合(出産予定月とその前後 2 か月の計 5 か月に限る)等に、申し込むことができます。原則として、保護者いずれもが就労・疾病・障害、介護・看護、就学の事由いずれかに該当する場合に限りです。

必要書類	現在お住まいの(住民票がある)自治体指定の書式
提出先	現在お住まいの(住民票がある)自治体の保育施設入園担当係の窓口
結果通知	現在お住まいの(住民票がある)自治体を通してご連絡します。

- ・私立の保育施設に入園を希望する場合は、申し込み前に希望する保育施設へご連絡のうえ、お子さんと一緒に見学、又は説明を受けてください(8 ページ参照)。連絡をしていない場合は、内定できないことがあります。
- ・江戸川区役所保育課保育係に書類が到着した日が、申し込み日になります(消印有効ではありません)。**事前**に現在お住まいの(住民票がある)自治体へ、江戸川区の締切日(必着)に間に合う提出締切日を必ずご確認ください。
- ・令和 3 年 4 月入園の申し込みで転入予定がない方は、令和 2 年 12 月 24 日(木)から令和 3 年 2 月 25 日(木)までの間にお申し込みください。申込受付期間終了後、利用調整を行います(8 ページ参照)。**【私立 1 回目】や【区立・私立 2 回目・区立延長保育】の日程(7 ページ参照)で申し込むことはできません。**
- ・海外に在住で、江戸川区に転入予定がある方は、事前に江戸川区役所保育課保育係へ必ずご相談ください。

#### (5)江戸川区外への申し込み

江戸川区外に転出予定がある場合、保護者どちらかの勤務地がある場合、又は里帰り出産をする場合等に、江戸川区外の保育施設に申し込むことができます。江戸川区内の保育施設を申し込む場合と締切日等が異なり、申し込みや通園の要件が制限されることがあります。**事前に入園を希望する自治体へ必ずご相談ください。**

必要書類	申込書類一式(転出予定がない方は江戸川区指定の書式) + 入園を希望する自治体指定の必要書類 江戸川区民であること、江戸川区外に転出予定や勤務地がある、又は里帰り出産をする等の状況を伝えたくて、入園を希望する自治体に、以下の内容もあわせてご確認ください。 締切日 保育施設の空き状況 保育施設入園担当係名 必要書類 その他の注意点
提出先	江戸川区役所保育課保育係の窓口(土・日曜日・祝日・年末年始を除く) 入園を希望する自治体の締切日の 1 週間前まで(厳守)に提出してください。 転出予定がある方の申し込みは、仮申込です。入園希望月の前月末日までに入園を希望する自治体に転出(住民票を異動)し、転出先の(入園を希望する)自治体の保育施設入園担当係の窓口で本申込を行わない場合、申し込みが取下げになることがあります。
結果通知	入園を希望する自治体からの回答を受け、江戸川区役所保育課保育係からご連絡します。

- ・書類に不備や不足がある場合は、入園を希望する自治体の利用調整で不利になることや、申し込みができないことがあります。**事前に入園を希望する自治体へ、必要書類等を必ずご確認ください。**
- ・転出予定がない方は、原則として、保護者いずれもが就労・疾病・障害、介護・看護、就学の事由いずれかに該当する場合に限り、申し込みや入園後の通園ができます。入園(内定)後に退職・休職した場合、又は育児休業を取得した場合等は、内定取消又は退園になることがあります。
- ・転出日が締切日より前の場合は、転出後に転出先の(入園を希望する)自治体の窓口で直接お申し込みください。

申込書類すべてに、消せるボールペンや鉛筆、修正液等の使用はできません。

(6) 申込書類の記入例

教育・保育給付認定申請書

第1号様式(第4条関係)  
江戸川区長 殿

申請日	年 月 日																											
住所	江戸川区	丁目	番	号																								
<b>保護者氏名</b> <small>保護者1は通知書等の宛名となります。</small>																												
1	ふりがな	続柄	生年月日	年齢																								
マイナンバー	携帯電話 ( )																											
2	ふりがな	続柄	生年月日	年齢																								
マイナンバー	携帯電話 ( )																											
以下																												
<b>認定申請児・同居家族氏名</b> <small>きょうだい、同居祖父母等も記入</small>																												
3	ふりがな	続柄	生年月日	年齢																								
マイナンバー	2号(満3歳以上) 認定こども園(幼稚園)																											
4	ふりがな	続柄	生年月日	年齢																								
マイナンバー																												
5	ふりがな	続柄	生年月日	年齢																								
マイナンバー																												
6	ふりがな	続柄	生年月日	年齢																								
マイナンバー																												
7	ふりがな	続柄	生年月日	年齢																								
マイナンバー																												
<b>保育の必要性</b> いずれかにチェック																												
<input checked="" type="checkbox"/> 保護者の就労・疾病等の理由により、保育所等において <b>保育の利用</b> を希望(幼稚園等との併願の場合を含む) <input type="checkbox"/> 幼稚園等の利用を希望(保育所等と併願の場合を除く)																												
<b>利用希望時間</b> いずれかにチェック																												
<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間(各施設開所時間の内、11時間まで) <input type="checkbox"/> 保育短時間(各施設開所時間の内、8時間まで)																												
<b>保育の利用を必要とする事由</b> いずれかにチェック																												
<table border="0"> <tr> <th colspan="3">父の状況</th> <th colspan="3">母の状況</th> </tr> <tr> <td>就労</td><td>疾病・障害</td><td>求職活動</td> <td>就労</td><td>疾病・障害</td><td>求職活動</td> </tr> <tr> <td>災害復旧</td><td>不存在</td><td>その他( )</td> <td>妊娠・出産</td><td>災害復旧</td><td>不存在</td> </tr> <tr> <td>不存在</td><td>介護・看護</td><td>就学</td> <td>介護・看護</td><td>就学</td><td>その他( )</td> </tr> </table>					父の状況			母の状況			就労	疾病・障害	求職活動	就労	疾病・障害	求職活動	災害復旧	不存在	その他( )	妊娠・出産	災害復旧	不存在	不存在	介護・看護	就学	介護・看護	就学	その他( )
父の状況			母の状況																									
就労	疾病・障害	求職活動	就労	疾病・障害	求職活動																							
災害復旧	不存在	その他( )	妊娠・出産	災害復旧	不存在																							
不存在	介護・看護	就学	介護・看護	就学	その他( )																							
<b>税情報等の提供に関する同意及び教育・保育給付認定申請・利用調整に関する注意事項</b>																												
下記注意事項を承諾・確認しました。 年 月 日 保護者氏名(自署してください)																												

**保護者氏名...**保護者(別住所の保護者や内縁者等を含む)の氏名、お子さんからみた続柄、年齢(令和3年4月1日時点)等と、マイナンバー(1)を記入してください。該当する場合は、前年又は本年1月1日の住所地を記入してください。

1...保育施設に書類を提出する場合、又は郵送で申し込む場合、マイナンバーの記入は不要です(10ページ参照)。

**認定申請児・同居家族氏名...**認定申請をするお子さん及び同居家族(同住所の祖父母等を含む)の氏名、お子さんからみた続柄、年齢(令和3年4月1日時点)等(2)と、マイナンバー(1)を記入してください。

2...申し込みをしていないお子さんがいる場合は、【職業・在園名】欄に預け先等を必ず記入してください。

**保育の必要性...**認可保育施設に入園を希望する場合は、【有】にチェックをつけてください(5・6ページ参照)。

**利用希望時間...**6ページをよくご確認のうえ、いずれかにチェックをつけてください。

**保育の利用を必要とする事由...**5ページをよくご確認のうえ、いずれか(3)にチェックをつけてください(保護者それぞれ、1人につき1つずつ)。

3...育児休業からの復職予定で申し込みをする場合は、【就労】にチェックをつけてください(18ページ参照)。

**税情報等の提供に関する同意及び教育・保育給付認定申請・利用調整に関する注意事項...**すべてを承諾・確認したら、自署してください。

主管課記入欄

受付	収受番号	登録	書類請求	入園申込	認定	指数	入力	認定確認	指数確認	入力確認	1	2	3
											父 就・疾・介・災・求・育・学・他		
											母 就・疾・介・災・求・育・学・妊・他		
	受付園・受付者	認定区分	1 2 3	標 短	認定期間	1 -	就学前まで/満3歳未満まで/3カ月間	1 -	就学前まで/満3歳未満まで/3カ月間	1 -	こども		
母・父・他		本人確認済	マインバ-確認済	マインバ-職権説明済	マインバ-職権説明済	1 -	就学前まで/満3歳未満まで/3カ月間	1 -	就学前まで/満3歳未満まで/3カ月間	1 -	こども		

第1号様式(第3条関係)

# 保育施設入園(転園)申込書

[認可保育所・認定こども園・その他認可保育施設等]

3

江戸川区長 殿

入園案内の内容を承諾し、必要書類を添えて以下のとおり保育施設の入園(転園)を申し込みます。

申込日	年 月 日																																																																																				
保護者氏名	ふりがな																																																																																				
利用希望期間	年 月 1日 から 小学校就学まで																																																																																				
家庭で保育できない理由/転園希望理由																																																																																					
申込児童氏名	ふりがな 生年月日																																																																																				
利用希望施設名	利用希望施設や保育状況の施設名は省略せずに正しい施設名を記入してください。私立保育施設ご希望で、お子さまを連れて見学済の場合は「見学済」を記入してください。																																																																																				
第1希望																																																																																					
第2希望																																																																																					
第3希望																																																																																					
第4希望																																																																																					
第5希望																																																																																					
第6希望以降あり	第6希望以降は別紙を用意し、添付してください。																																																																																				
現在の保育状況	1 自宅で_____が保育している 2 _____の職場に同行している 託児所(有・無) 3 保育ママに預けている(保育ママ氏名: _____) 4 認可、認証、企業主導型、幼稚園、その他に預けている 施設名 _____ (____年__月__日 ~ 週__日 / 時間: ____ ~ ____) (保育料月額 _____円)																																																																																				
過去の保育状況	1 家庭保育のみ 2 保育園・幼稚園等に通っていた 施設名 _____ (____年__月 ~ ____年__月)																																																																																				
育児休業取得による認可保育施設の退園歴	認可保育施設名 ( ) 通園歴 _____																																																																																				
きょうだい2人以上の申込の場合	以下、該当する方のみご記入・チェックを入れてください。 同時(*)に同じ保育施設に入園できる場合のみ希望 同時(*)に入園できれば別々の保育施設でもよい に✓をした場合... 別々の保育施設でも利用希望順位を優先する 利用希望順位が低くても同じ保育施設で利用できない 1人でも入園できればよい に✓をした場合... 入園できない児童の検討し (保育ママ・認証保育所)を優先し、 1人だけ入園決定の場合																																																																																				
<p>(*) 4月入園で0歳児を含むきょうだい同時申込の方 「同時」とは、利用調整結果通知発送時期のことを示します。4月入園ではクラス年齢や希望保育施設により、4月入園の「私立1回目」申込時期(11月頃)には、0歳クラスの利用調整は行いません。「私立2回目」申込時期(4月頃)には、0歳児を含むきょうだい同時申込の方が、「私立1回目」で「または」を選択した場合は、上の記載理由により、上のお子さんについて、「私立1回目」での利用調整をご希望の場合は、「」を</p>																																																																																					
<p>主管課記入欄</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当者</th> <th>認定申請</th> <th>申込書</th> <th>家庭状況</th> <th>児童状況</th> <th>就労証明</th> <th>シフト表</th> <th>自費証明</th> <th>復職誓約</th> <th>診断書</th> <th>母子手帳</th> <th>障害手帳</th> <th>介護看護</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>母</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>祖父</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>祖母</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>提出期限</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>		該当者	認定申請	申込書	家庭状況	児童状況	就労証明	シフト表	自費証明	復職誓約	診断書	母子手帳	障害手帳	介護看護	その他	父					/	/	/	/	/	/	/	/	/	母					/	/	/	/	/	/	/	/	/	祖父	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	祖母	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	子	提出期限				/	/	/	/	/	/	/	/	/
該当者	認定申請	申込書	家庭状況	児童状況	就労証明	シフト表	自費証明	復職誓約	診断書	母子手帳	障害手帳	介護看護	その他																																																																								
父					/	/	/	/	/	/	/	/	/																																																																								
母					/	/	/	/	/	/	/	/	/																																																																								
祖父	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																																																								
祖母	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																																																								
子	提出期限				/	/	/	/	/	/	/	/	/																																																																								

**利用希望期間**...入園希望月を記入し、いずれかにチェックをつけてください。なお、各入園希望月の申込受付期間(表紙及び7・8ページ参照)より前に、申し込むことはできません。

**家庭で保育できない理由/転園希望理由**...お子さんを家庭で保育できない理由(就労のため、病気のため等)を記入してください(5ページ参照)。転園の申し込みの場合は、転園を希望する理由(転居のため等)を記入してください(8ページ参照)。

**利用希望施設名**...別紙「令和3年度 保育施設一覧」をよくご確認のうえ、保育施設名(4)は、間違いがないよう正確に記入してください。なお、第6希望以降ある場合は、チェックをつけ、別紙等に記入し、あわせて提出してください。  
**4...私立の保育施設に入園を希望する場合は、申し込み前に希望する保育施設へご連絡のうえ、お子さんと一緒に施設内を見学、又は保育方針等の説明を受けてください(8ページ参照)。**

**現在の保育状況**...在園中の施設名(認証保育所、企業主導型保育所等)は、間違いがないよう正確に記入してください。  
**過去の保育状況**...在園されていた施設名(認証保育所、企業主導型保育所等)は、間違いがないよう正確に記入してください。

**きょうだい2人以上の申込の場合**...2人以上のお子さんを申し込む場合、いずれか(5)にチェックをつけてください(4月入園の申し込みの場合は、下記の注意事項を必ずご確認ください)。  
**5...【1人でも入園できればよい】にチェックをつけた場合は、入園できないお子さんの検討している預け先を、必ず記入してください。**なお、育児休業からの復職予定で申し込みをした方は、入園月の末日(翌月1日付を含む)までに復職できない場合、原則として内定したお子さんは**内定取消又は退園になります(18ページ参照)。**



父の状況、母の状況...保護者(別住所の保護者や内縁者等を含む)の状況を記入してください。不存在の場合は、【不存在の場合】欄のいずれかに○をつけてください。  
本枠内の該当する項目までを記入してください。

### 家庭状況書

父の状況		母の状況	
勤務(内定)先 名 称			
勤務(内定)先 所 在 地			
勤務(内定)先 電 話 番 号	( )		
職 種			
自宅 勤務先 通 勤 時 間 段	片道		
通 勤 手 段	電車・バス・車		

**職種**...保護者(別住所の保護者や内縁者等を含む)の仕事内容を記入してください。  
 例)医療業の場合...医師、看護師等  
 情報サービス業の場合...システムエンジニア、営業等  
 運輸(運送)業の場合...運転士、車両整備士、事務、管理等  
 社会福祉事業の場合...保育士、介護(福祉)士、介護員(ヘルパー)等

出 産 予 定	無 ・ 有 (出産予定日)
産 休 後 の 予 定	育児休業取得 ・ 復職 ・ 求職活動 ・ 退園(出産要件期間のみ入園希望)
出 産 予 定「有」の 場 合 い ず れ か に	育児休業を取得する場合は下記項目に期間を記入してください。

**出産予定**...申し込み時の状況(6)で、いずれかに○をつけてください。出産予定がある場合は、生まれてくるお子さんの親子(母子)健康手帳(表紙と分娩予定日のページ)のコピーを提出してください(12ページ参照)。また、【産休後の予定】欄のいずれかに○をつけてください。  
**6...申し込み後に妊娠がわかった場合は、速やかに保育課保育係へご連絡ください(12及び17ページ参照)。**

育 児 休 業 取 得 中 ( 予 定 )	無 ・ 取得中 ・ 取得予定
( )	( )
( )	( )

**育児休業取得中(予定)**...育児休業を取得している又は取得予定がある場合は、【取得中】又は【取得予定】に○をつけてください。また、申し込み時点で確定している育児休業の期間を記入してください(18ページ参照)。

病 名 ( )	週 回 ( )	年 月 日 から 入院・通院 (月・週 回)
療 養 要 求 ( )		
障 害 手 帳 ( )		
申 請 氏 名 ( )		
病 名 ( )		
在 宅 ・ 入 院 ・ 通 院 ・ 送 迎 ・ そ の 他 ( )		

**祖父母の状況**...お子さんからみた祖父母の氏名、年齢(令和3年4月1日時点)、現在の状況(7)を記入し、日中の状況のいずれかに○をつけてください。死亡又は不明の場合は、【不存在】にチェックをつけてください。  
**7...別世帯でも、住所が同じ場合やマンション等の同じ建物に住んでいる場合は、同居になります。祖父母(60歳未満)と同居又は同住所の場合は、祖父母の保育の必要性を確認する書類を提出してください(12ページ参照)。**

就 学 等	在 学 期 間	年 月 入 学 ~ 年 月 修 了 見 込
学 校 の 形 態	大 学 ・ 職 業 訓 練 校 ・ 専 門 学 校 ・ 日 本 語 学 校 ・ そ の 他 ( )	大 学
自 宅 学 校 通 学 時 間 段	片 道 時 間 分	
通 学 手 段	電 車 ・ バ ス ・ 車 ・ バ イ ク ・ 自 転 車 ・ 徒 歩	

**生活保護**...いずれかに○をつけてください。

不 存 在 ( 災 害 復 旧 等 含 む )	死
生 活 保 護	受 け て い ない ・ 受 け て い る ・ 申 請 中 ( )

以下、全ての項目を記入してください

祖父母の状況	氏名	年齢	現在の状況	口上の状況 いずれかに
父 方	祖父	/ 不存在	同居(保育にあたれない理由: ) 別居(住所: )	障害者手帳有 ) 外勤・自営・無職 病気・その他
	祖母	/ 不存在	同居(保育にあたれない理由: ) 別居(住所: )	障害者手帳有 ) 外勤・自営・無職 病気・その他
母 方	祖父	/ 不存在	同居(保育にあたれない理由: ) 別居(住所: )	障害者手帳有 ) 外勤・自営・無職 病気・その他
	祖母	/ 不存在	同居(保育にあたれない理由: ) 別居(住所: )	障害者手帳有 ) 外勤・自営・無職 病気・その他

## 利用調整方法・利用調整指数

利用調整は、申込書類により確認した内容等に基づき利用調整指数(19・20 ページ参照)を適用し、世帯の合計指数が高い方から順に内定します。**申し込みの順番と入園内定は関係ありません。**指数が同点になった場合は、より保育が困難な方を総合的に判断します(20 ページ参照)。なお、必要書類(10～16 ページ参照)の提出がない場合は、利用調整の対象外になります。

### (1) 私立の保育施設と区立保育園の利用調整方法の違い

私立の保育施設と区立保育園では、下記のとおり利用調整方法が異なります。

**私立の保育施設**...第1希望の方から順に、利用調整を行います。続いて第2希望の方、第3希望の方、という順番で利用調整を行います(上位希望者優先)。

お子さんと一緒に見学、又は説明を受けていない場合や、保育施設の受け入れ体制により、入園が難しい場合等があるため、必ずしもこの限りではありません(8 ページ参照)。

**区立保育園**.....利用調整指数が高い方から順に内定します。希望順位は関係ありません(第1希望だから有利、第5希望だから不利ということはありません)。

区立保育園・私立の保育施設とも、**希望園の数と利用調整結果は関係ありません**(1園のみ希望か、複数園希望かで、優利又は不利になることはありません)。

### (2) 令和3年4月入園【私立1回目】の利用調整の注意点

【私立1回目】では、区立保育園の利用調整を行いません(7 ページ参照)。第2希望以降に区立保育園も希望した場合、**区立保育園より希望順位が低い私立の保育施設は、利用調整の対象外になります。**

例)下記の私立D保育園は、【私立1回目】では利用調整を行いません。

【私立1回目】の結果が不承諾の場合に、【区立・私立2回目・区立延長保育】で利用調整を行います。



第1希望	私立A 保育園	✓	→	【私立1回目】で利用調整を行います。結果が不承諾の場合は、【区立・私立2回目・区立延長保育】で再度利用調整を行います。
第2希望	区立B 保育園		}	【私立1回目】では利用調整を行いません。 【区立・私立2回目・区立延長保育】で利用調整を行います。
第3希望	区立C 保育園			
第4希望	私立D 保育園	✓	→	【私立1回目】では利用調整を行いません。 【区立・私立2回目・区立延長保育】で利用調整を行います。

### (3) 世帯状況の変更による利用調整の見直し

利用調整は、**申し込み時の保護者の状況が入園時も変更ないこと**を前提に行います。入園時の家庭状況等(結婚、離婚、出産等)や、就労状況等(勤務先・日数・時間や内定先、疾病・障害、介護・看護、就学の状況等)が申し込み時から変わった場合、又は退職・転職した場合等は、利用調整を見直します。その結果、内定にいたらない場合は、**内定取消又は退園になることがあります。**なお、育児休業中の方は、18 ページをご確認ください。

申込書類に虚偽の記載内容等が判明した場合は、**内定取消又は退園になります。**

申し込み時に勤務内定有で申し込みをした方は、入園希望月(翌月1日付を含む)までに勤務を開始する「就労証明書」の提出があった場合でも、**利用調整は勤務内定の利用調整指数(19 ページ参照)で行います。**その後勤務を開始した場合は、勤務開始日以降の証明日が明記された「就労証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)」を、勤務開始後2週間以内に提出してください(11・12 ページ参照)。



入園時の世帯状況が申し込み時から変わる可能性がある場合は、速やかに保育課保育係へご連絡ください。

#### (4) 育児休業中の方の申込方法・復職・利用調整指数

育児休業とは、育児・介護休業法等に基づく休業のことをいいます。それ以外の休業中の方は、原則として求職活動扱いになります。

なお、育児のために自営業を休業している方は、「就労証明書」と「自営業を証明する書類(Bグループについては、休業前3ヵ月分)」、及び「育休(産休)後復職誓約書」を提出してください(11ページ参照)。書類の提出がない、又は休業前の実績等が確認できない場合は、求職活動扱いになります。

育児休業中の方は、よくご確認のうえ、お申し込みください。



##### 《申込方法》

・育児休業の対象児は、原則として育児休業からの復職予定月(翌月1日付を含む)を入園希望月として申し込むことができます。ただし、「就労証明書」のNo.14【入所が内定した場合の育児休暇の短縮可否】欄が【1.可】の場合は、復職予定月(翌月1日付を含む)が入園希望月の翌月以降でも、申し込むことができます。「就労証明書」と「育休(産休)後復職誓約書」をあわせて提出してください(11ページ参照)。

「育休(産休)後復職誓約書」は、内容をよくご確認のうえ、誓約してください。

・育児休業からの復職予定で申し込みをして、入園できなかった場合は、その後の状況に応じて以下の書類を提出してください。書類の提出がない場合は、**利用調整は求職中の利用調整指数(19ページ参照)で行います。**

**育児休業を延長...**「育児休業の取得に関する教育・保育給付認定変更申請書」

**復職.....**「就労証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)」

「就労証明書」等は、育休延長後又は復職後に勤務先が記入したものを、2週間以内に提出してください。申し込みを取下げたい場合は、「保育施設入園申込取下届」を速やかに提出してください(12ページ参照)。

**育児休業給付金の支給申請や支給期間の延長手続き等については、管轄のハローワークにご相談ください。**

##### 《復職》

・育児休業からの復職とは、**申し込み時に提出した「就労証明書」の勤務先に復職すること**をいいます。

勤務日数・時間とも、**申し込み時と同等以上が必要です**(部署の異動や派遣先の変更等は問いません)。

・育児休業からの復職予定で申し込みをした方は、**入園月の末日(翌月1日付を含む)までに復職できない場合、内定取消又は退園になります。**また、復職後2週間以内に、復職日以降の証明日が明記された「就労証明書」の提出がない場合も、**退園になります。**

・育児休業中又は育児休業終了後に勤務先を退職・転職した場合は、利用調整を見直します。その結果、内定にいたらない場合は、**内定取消又は退園になります。**

##### 《利用調整指数》

・短時間勤務制度を利用している方で、「就労証明書」のNo.15【短時間勤務制度の利用予定と期間中の就労時間】欄の就労時間が月48時間以上の場合は、「就労証明書」のNo.7【就労時間】欄及びNo.8【就労時間帯】欄に記載の就労日数・時間等に基づき、利用調整指数(19ページ参照)を適用します。

短時間勤務制度利用時の就労日数・時間等は、「就労証明書」のNo.15【短時間勤務制度の利用予定と期間中の就労時間】欄に記入してください。

「就労証明書」のNo.5【給与形態/金額】欄やNo.7【就労時間】欄、及びNo.8【就労時間帯】欄には、**短時間勤務制度利用前の契約・規則上の金額や就労日数・時間等を記入してください。**

7	就労時間 休憩時間含む	月	180	時間	00	分	就労日数	月	20	日					
		日	9	時間	00	分	(うち休憩時間)	60	分						
8	就労時間帯 フレックスタイム制、 裁量労働制の場合は 標準的な就労時間帯を記入 不規則勤務の場合は シフト表(直近3ヵ月分)を 添付してください。	平日	9	時	00	分	~	18	時	00	分				
		土曜		時		分	~		時		分				
		日曜		時		分	~		時		分				
15	短時間勤務制度の 利用予定と 期間中の就労時間 利用(予定)時間、期間 中就労時間は申請者利 用時のみ記入	入所以降の短時間勤務制度の 利用予定		1.有	2.無	1	短時間勤務制度の 利用終了予定期日		西暦 2022 年 3 月 31 日						
		制度利用(予 定)期間中の就 労時間帯	平日	9	時	30	分	~	16	時	30	分	うち休憩	60	分
			土曜		時		分	~		時		分	うち休憩		分
			日曜		時		分	~		時		分	うち休憩		分

## (5)利用調整指数

$$\text{世帯の合計指数} = \text{父の基準指数(上限 50)} + \text{母の基準指数(上限 50)} + \text{調整指数}$$

### 1. 基準指数

保護者の状況 (保育が困難な場合)				
番号	種類	細目	基準指数	
1	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態	50	
		月20日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態	45	
		月20日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態	40	
		月16日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態	40	
		月16日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態	35	
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態	30	
		月12日以上勤務し、7時間以上の勤務を常態	30	
		月12日以上勤務し、5時間以上7時間未満の勤務を常態	25	
		月12日以上勤務し、4時間以上5時間未満の勤務を常態	20	
		上記以外の勤務 (注意点a)	15	
内職	月12日以上、4時間以上の勤務を常態	15		
	上記以外の勤務 (注意点a)	10		
2	出産	出産前後の休養のため保育が困難な場合 (出産予定月とその前後2か月の計5か月以内の実施)	30	
		上記以外の場合	15	
	育児休業	育児休業取得中で育児休業対象児以外の申し込みの場合	10	
3	疾病	入院1か月以上(予定を含む)	50	
		居宅内療養	常時病臥	50
			精神性	精神障害者保健福祉手帳3級程度以上 上記以外の程度
		一般療養	安静を要する状態	30
		通院加療のため保育にあたることのできない状態	20	
	障害	身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級以上、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳3度以上を所持	50	
		身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級以下、愛の手帳4度を所持 身体障害者手帳4級以下を所持	35 20	
4	介護・看護 (病院・施設付添い)	月20日以上、7時間以上の付添い	50	
		月20日以上、5時間以上7時間未満の付添い	45	
		月20日以上、4時間以上5時間未満の付添い	40	
		月16日以上、7時間以上の付添い	40	
		月16日以上、5時間以上7時間未満の付添い	35	
		月16日以上、4時間以上5時間未満の付添い	30	
		月12日以上、7時間以上の付添い	30	
		月12日以上、5時間以上7時間未満の付添い 月12日以上、4時間以上5時間未満の付添い	25 20	
	介護・自宅看護	重度障害者(身体障害者手帳1・2級)等により全介護が必要	50	
		常時観察及び介護(食事・排泄・入浴の介護)が必要	40	
		上記以外の介護(自宅外介護を含む)が必要	20	
	送迎	病院・心身通園施設等の送迎	15	
	5	災害	災害等により自身の家屋の損傷、復旧等のため保育にあたることのできない場合(6か月以内の実施)	50
6	災害復旧	災害復旧活動のため、外出を常態(6か月以内の実施)	注意点b	
7	勤務内定	勤務が内定している場合 (注意点c)	20	
8	求職中	求職のため、外出を常態(3か月以内の実施)	10	
		世帯主(生計中心者)が失業(自己都合を除く)し、求職のため外出を常態(3か月以内の実施)	注意点d	
9	就学等	就学・技術習得等のため保育にあたることのできない場合	注意点b	
10	不存在等	死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁、離婚調停中の別居等	50	
11		上記に掲げるもののほか、明らかに保育にあたることのできないと認められる場合	注意点e	

### 基準指数の注意点

- a 【上記以外の勤務】は利用調整のみの適用とし、月48時間に満たない場合、認定は求職活動になります。
- b 番号1の居宅外(内)労働を適用します。
- c 入園希望月(翌月1日付を含む)までに月48時間以上の勤務を開始する「就労証明書」の提出があった場合は、番号7の勤務内定を適用します。
- d 離職票等で離職日から3か月以内かつ退職理由が会社都合と確認できた場合は、入園希望月(翌月1日付を含む)までに月48時間以上の勤務を開始する「就労証明書」の提出により、番号1の居宅外(内)労働を適用します。
- e 番号1～6を適用します。

### (その他)

- 勤務時間は休憩時間を除きます。また、勤務日数・時間等が不規則な場合は、シフト表等に基づき利用調整指数を適用します。
- 「就労証明書」の就労日数や給与等により実績を確認し、**整合性がとれない場合は、番号7の勤務内定を適用します。**
- 外国籍の方で、在留資格と「就労証明書」の内容に整合性がとれない場合は、**減点になります。**
- 勤務している方で出産予定がある場合は、産休後の予定により利用調整指数が異なります。
- 入園希望月(翌月1日付を含む)までに育児休業が終了、又は育児休業を短縮し復職する場合は、番号1の居宅外(内)労働を適用します。ただし、復職後2週間以内に、復職日以降の証明日が明記された「就労証明書」、又は育児休業延長後2週間以内に、「育児休業の取得に関する教育・保育給付認定変更申請書」の提出がない場合は、番号8の求職中を適用します。

## 2. 調整指数

番号	条 件	指数
1	生活保護世帯	+10
2	ひとり親世帯で同居又は同居所の祖父母がいない場合 <b>(注意点a)</b>	+10
3	同居又は同居所の祖父母(60歳未満)が無職又は求職中の場合 <b>(注意点a)</b>	-6
4	未就学児が3人以上いる場合	+1
5	双生児以上の申し込みの場合	+1
6	申込児(転園申込児を含む)のきょうだいが入園を希望する保育施設に在園中、又は4月入園の利用調整時にきょうだいがすでに内定している場合 <b>(注意点b)</b>	+6
7	育児休業取得により一時退園し、育児休業終了後に再入園の申し込みをする場合 <b>(注意点c)</b>	再入園申込児 +10 再入園申込児のきょうだい +6
8	申込児を江戸川区の保育ママに預けている場合【4月入園の1歳児クラスで区立保育園の利用調整時のみ適用】 <b>(注意点d)</b>	+6
9	申込児を認可保育施設又は認証保育所もしくは企業主導型保育所に預けている方で、その施設に年齢制限があるため、継続利用ができない場合【保育証明書を提出した場合で4月入園の利用調整時のみ適用】 <b>(注意点e)</b>	+1
10	区外在住者(転入予定がある方を除く) <b>(注意点f)</b>	-10
11	保護者が身体障害者手帳4級以上又は愛の手帳4度以上もしくは精神障害者保健福祉手帳を所持し、勤務を常態としている場合 <b>(注意点g)</b>	+1
12	保護者が聴覚・言語障害者3級以上の場合	+1

1～2  
重複適用  
しない

4～9  
重複適用  
しない

### 調整指数の注意点

- 番号2及び3の【同居又は同居所】は、別世帯でも住所が同じ場合やマンション等の同じ建物に住んでいる場合を含みます。
- 番号6は、きょうだいが同じ入園希望月に他の保育施設へ転園の申し込みをして、転園が内定した場合は、対象外になります。
- 番号7は、育児休業の開始月までに退園し、復職する時に退園児(上の子)と同時にきょうだいを申し込む場合にのみ適用します。  
**育児休業の開始月に入ってから退園した場合は、対象外になります。**
- 番号8は、区立保育園の利用調整時のみ適用します。私立の保育施設の利用調整時には適用しません。
- 番号9は、連携施設が設定されている地域型保育事業は、対象外になります。連携施設については、35ページをご覧ください。また、【認証保育所もしくは企業主導型保育所に預けている方】は、定期的に月160時間以上預けている方をいいます。
- 番号10の【転入予定がある方】は、転入先住居の「賃貸借契約書」又は「売買契約書」のコピーを提出できる方をいいます。
- 番号11の【勤務を常態】は、月48時間以上の勤務を常態とし、かつ今後も同等以上の勤務が見込まれる場合のことをいいます。

## 3. 総合調整指数

番号	条 件	指数
1	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合	+1～40

1～3の利用調整指数は、申し込み時の世帯状況(申込受付期間中の提出書類の内容等)で決定します。世帯状況が申し込み時から変わった場合は、利用調整を見直します(17～18ページ参照)。ご注意ください。

### 【指数が同点になった場合】

利用調整指数が同点になった場合は、保護者の状況、経済状況、家庭状況等を総合的に判断し、利用調整を行います。比較する主な項目は下記のとおりです。

**項目の順番は、優先される順位ではありません。**

保護者が江戸川区民である(転入予定がある方を含む)
保育料の未納の有無(未納がある場合は、納付があるまで利用調整の対象外)
保護者の収入
18歳未満のお子さんの数
就労実績の有無(直近6か月の就労日数や給与等の実績、課税情報等をもとに判断)
新規の申し込み・転園の申し込み(原則として、転園の申し込みより新規の申し込みを優先)
保護者いずれかが単身赴任や海外出張等のため、入園後6か月以上不在
申込児を江戸川区の保育ママに預けている(4月入園の1歳児クラスの利用調整時のみ該当)
就労等の拘束時間(就労の場合は、通勤時間と残業時間を除いた始業から終業までの時間)
祖父母の状況
申込児を認証保育所等に預けている方で、その施設に年齢制限があるため、継続利用ができない(4月入園の利用調整時のみ該当)
基準指数が高い

# 入園後の届出

## (1) 提出書類

入園後、申し込み時の保護者の状況が変更ないことを確認するため、下記の「認定事由及び通園要件確認書類(就労証明書等)」を提出していただくことがあります。提出期限等は、その都度ご案内します。世帯状況が申し込み時から変わった場合(17・18 ページ参照)や書類の提出がない場合等は、**退園になることがあります。**

4 月入園の場合は、原則としてすべての世帯に提出していただきます(「利用調整結果(承諾)通知書」にご案内を同封しています)。

認定事由に変更がある場合は、「教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)」をあわせて提出してください。

申し込み時の保護者の状況	認定事由	提出書類	注意事項
就労	就労	就労証明書	入園日以降の証明日で、勤務先が記入したもの。
就労 (勤務内定有)	就労	就労証明書	入園日以降の証明日で、月 48 時間以上の勤務開始後に、内定先(勤務先)が記入したもの。
産休・育休からの復職	就労	就労証明書	入園日以降の証明日で、申し込み時と同等以上の勤務日数・時間で復職後に、勤務先が記入したもの。
就労 (月 48 時間に満たない勤務)	求職活動	就労証明書	入園日以降の証明日で、月 48 時間以上の勤務開始後に、勤務先が記入したもの。 月 48 時間に満たない勤務の就労証明書を提出した場合は、引き続き求職活動扱いになります。
求職活動中 (勤務内定無)	求職活動	就労証明書 又は 就労活動状況報告書(勤務開始までの毎月)	就労証明書は、入園日以降の証明日で、月 48 時間以上の勤務開始後に、勤務先が記入したもの。 求職活動の認定で通園できる期間は 3 か月です。3 か月目の 15 日までに就労証明書(勤務内定不可)の提出がない場合は、3 か月目の末日で退園になります。
疾病・障害	疾病・障害	診断書(原本) 又は 障害者手帳等のコピー ( 1 )	診断書は、入園日以降の証明日で記入されたもの。 お子さんを保育することが困難である具体的な内容の記載が必要です。
介護・看護	介護・看護	介護・看護状況申告書	入園日以降の証明日で、入園後の状況を記入したもの。 以下からいずれか 1 つを添付してください。 介護・看護を受けている方の診断書(原本) 介護・看護を受けている方の障害者手帳等のコピー( 1 ) 介護保険被保険者証のコピーとケアプランのコピー
就学	就学	在学証明書 + 時間割表等	入園日以降の証明日で、入学(進学)後に記入されたもの。
出産後に就労 (勤務内定有)	妊娠・出産	就労証明書	入園日以降の証明日で、月 48 時間以上の勤務開始後に、内定先(勤務先)が記入したもの。

1...江戸川区に住民票がある方は提出不要です。ただし、状況により提出していただくことがあります。

## (2) 認定及び通園の要件・退園

### 《認定及び通園の要件》

入園後は、申し込み時の保護者の状況と同程度の状況であることが、認定及び通園の要件になります。**要件がなくなった場合は、退園になります。**また、通園できる期間は、お子さんが小学校に入学する年の 3 月末日までの保護者が希望する期間ですが、認定及び通園の要件によって異なります。

家庭状況等に変更があった場合は、状況に応じた書類の提出が必要です。詳しくは 22 ページをご覧ください。

### 《退園》

在園中に以下 ~ のいずれかに該当した場合は、**退園になります。**

2 か月以上にわたり保育施設への通園がない

江戸川区外に転出した

引き続き通園できることがあります。詳しくは、28 ページの「よくあるご質問」Q21 をご覧ください。

定期的に確認する「認定事由及び通園要件確認書類(就労証明書等)」の提出がない(認定事由の確認ができない)退職等で、家庭での保育ができるようになった

又は の理由で退園する場合は、「退園届」と「教育・保育給付認定取消申請書」を提出してください。退園月の末日(翌月 1 日付を含む)までに提出がない場合は、翌月の保育料(1 か月分)がかかります。

# 在園中の届出

## (1)提出書類

家庭状況等に変更があった場合は、届出が必要です。下記の該当する書類を、保育課保育係又は在園中の保育施設に提出してください。太字下線の書類は、保育課保育係及び各保育施設にあります。また、区のホームページからダウンロードもできます。なお、状況により、追加書類を提出していただくことがあります。

「就労証明書」等は、勤務開始後又は復職後に勤務先が記入したものを、2週間以内に提出してください。

認定事由の変更は、事実発生日又は書類提出日のいずれか遅い方の翌月(1日付は当月)からになります。ただし、一部の変更(結婚や求職活動への変更等)は、原則として事実発生日の翌月(1日付は当月)からになります。

変更内容		提出書類	
		教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)	お手持ちの支給認定証
家庭状況	江戸川区内で転居した	+	
	江戸川区外に転出した	+	<b>退園届</b> + <b>教育・保育給付認定取消申請書</b>
	結婚した(未届を含む)	+	+ (配偶者の) <b>就労証明書</b> ( 1)等
	離婚が成立し別居した	+	
	妊娠がわかった	+	+ 親子(母子)健康手帳(表紙と分娩予定日のページ)のコピー
	出産した		のみ
	その他(氏名が変わった等)	+	状況により異なります。保育課保育係にご相談ください。
就労状況	就職した	+	+ <b>就労証明書</b> ( 1)
	退職した	+	
	転職した	+	<b>就労証明書</b> ( 1)
	勤務日数・時間等が変わった		<b>就労証明書</b> ( 1)
	出産休暇後すぐ復職した	+	+ <b>就労証明書</b> ( 1)
	育児休業を取得・延長した	+	<b>育児休業の取得に関する教育・保育給付認定変更申請書</b>
	育児休業から復職する	【復職月の前月】	+ 及び 【復職後】 <b>就労証明書</b> ( 1)
	病気になった	+	+ 診断書(原本)( 2)
	障害者手帳等が交付された	+	+ 障害者手帳等のコピー( 3)
	同居家族の介護・看護をする	+	+ <b>介護・看護状況申告書</b> + 以下からいずれか1つ 介護・看護を受けている方の診断書(原本) 介護・看護を受けている方の障害者手帳等のコピー( 3) 介護保険被保険者証のコピーとケアプランのコピー
就学した	+	+ 在学証明書 + 時間割表等	
その他	保育の必要量を変更したい	+	
	延長保育をやめたい(区立保育園)		<b>延長保育実施辞退届</b>
	退園したい		<b>退園届</b> + <b>教育・保育給付認定取消申請書</b> ( 4)
	支給認定証を紛失・破損した		<b>教育・保育給付認定再交付申請書</b>

- 1...勤務先(自営業の方は本人)が記入してください。勤務日数・時間等が不規則な場合は、直近3か月分(産休・育休中の方は、産休前3か月分)のシフト表等(勤務日数・時間等の記載があるもの)を添付してください。また、自営業の方は、「自営業を証明する書類」をあわせて提出してください(11ページ参照)。
- 2...お子さんを保育することが困難である具体的な内容の記載が必要です。
- 3...江戸川区に住民票がある方は提出不要です。ただし、状況により提出していただくことがあります。
- 4...保育の必要性がなくなった場合のみ、提出してください(5・6ページ参照)。

## (2)通園継続の手続き(通園継続の審査)

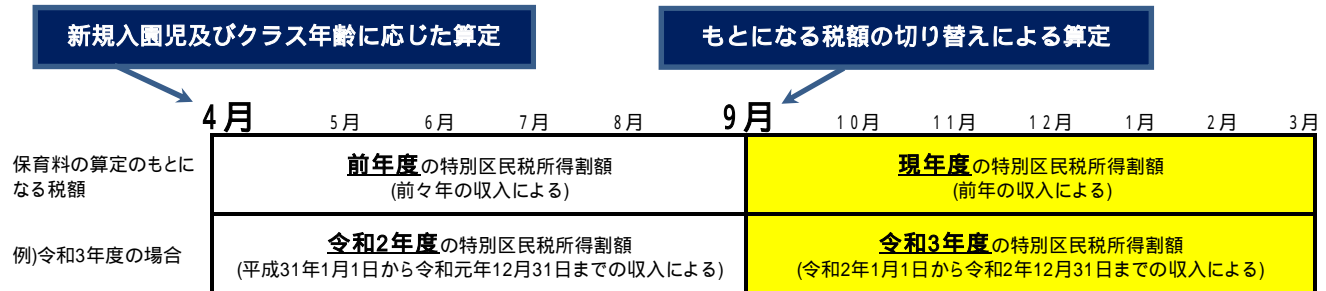
毎年1回すべての世帯に通園継続の審査を行います。「家庭状況届」と「認定事由及び通園要件確認書類(就労証明書等)」を提出していただき、保育の必要性を確認します。確認できない場合は、**退園になることがあります。**

# 保育料

## (1) 保育料の決定

保育料は、保護者(別住所の保護者や内縁者等を含む)の特別区民税所得割額をもとに、入園(内定)後に区が算定します(特別区民税所得割額が確認できない場合は、最高額で決定します)。**区立保育園・私立の保育施設とも同額です(延長保育料を除く)**。詳しくは、25 ページの【令和 3 年度 保育料基準額表】及び 26 ページの「よくあるご質問」Q1 をご覧ください。

保育料は 1 か月単位で、月の初日に保育施設に在園している場合は、その月の保育料(1 か月分)がかかります。保育料の算定は年度単位で、該当年度の住民税額の決定又は変更等により行います。算定期間は下記のとおりです。保育料の算定のもとになる特別区民税所得割額は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等を適用する前の税額です。住民税の決定通知書の金額とは異なることがあります。



## (2) 令和 2 年度・令和 3 年度の住民税が未申告等の場合

住民税が未申告等で、特別区民税所得割額が確認できない場合は、保育料を最高額で決定します。保育料の決定後に住民税額の更正等があった場合は、**現年度内を限度として、さかのぼって保育料を変更します**。

令和 3 年度の住民税の申告は、令和 3 年 2 月 16 日(火)～3 月 15 日(月)の日程で行います(予定)。

《住民税の申告についての問合せ先》 課税課課税第一係、課税第二係(区役所 4 階 2 番窓口)  
電話：5662-1008、5662-1009

## (3) マイナンバーによる情報照会

江戸川区外で住民税が賦課されている場合は、その自治体に、マイナンバーによる情報照会を行います。江戸川区外にお住まいの(住民票がある)保護者の方には、マイナンバー確認書類(10 ページ参照)を提出していただくことがあります。なお、保育料の決定後に住民税額の更正等があった場合は、速やかに保育課保育係へご連絡ください。保育料の決定に必要な情報等が確認できない場合は、追加で税書類等を提出していただくことがあります。

## (4) 海外からの転入・保護者いずれかが海外に在住の場合

住民税相当額を算出するため、入園(内定)後に「収入申告書(江戸川区指定の書式)」や「源泉徴収票」のコピー等を提出していただくことがあります。詳しくは保育課保育係にお問合せください。

## (5) 保育料の納付

### 《認可保育園(区立・私立)の場合》

原則として、保育料は口座振替です。納付期限は、毎月月末(土・日曜日・祝日の場合は、翌営業日)です。

保育料の納付がない場合は、督促や催告、又は地方税の滞納処分の例により、給与の差押え等の滞納処分を行うことがあります。また、児童手当法に基づき、児童手当から特別徴収することがあります。

### 《認定こども園(保育園部分)・地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育)の場合》

保育料は、各保育施設及び事業者へ直接納付します。納付方法等、詳しくは各保育施設に直接お問合せください。

## (6) 保育料の無償化

令和元年 10 月開始の幼児教育・保育の無償化により、認可保育施設に通う 3 歳から 5 歳児クラスのお子さん、又は住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児クラスのお子さんを対象に、保育料が無償化されました。ただし、延長保育料は対象外です(25 ページ参照)。なお、認可保育施設を利用している場合、無償化の申請は不要です。詳しくは 33 ページをご覧ください。



## (7) 保育料の負担軽減

0歳から2歳児クラスのお子さんで、以下に該当する場合は、保育料の負担が軽減されます。下記の必要書類を、保育課保育係に提出してください。

軽減内容	対象世帯	対象階層	対象児童	軽減後の保育料	必要書類
多子世帯の負担軽減	生計を同一にしているお子さん(年齢制限なし)が2人以上いる世帯	C階層～D23階層	第2子	半額	原則なし(1)
			第3子以降	無料	
要保護世帯の負担軽減	ひとり親世帯等(2)	C階層～D3階層 特別区民税所得割(保護者の合算) 48,600円未満	第1子	1,000円減額後に半額	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、療育手帳、特別児童扶養手当又は障害基礎年金の受給証明書のコピー(3)
			第2子	無料	
		D4階層～D6階層 特別区民税所得割(保護者の合算) 48,600円以上77,101円未満	第1子	半額	
			第2子	無料	

- 1...別世帯のお子さんがある場合は、「多子世帯状況申告書」と「戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)」等を提出してください。申告書は、保育課保育係及び各保育施設にあります。また、区のホームページからダウンロードもできます。
- 2...【ひとり親世帯等】は、ひとり親世帯、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳・療育手帳を所持する方がいる世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯、国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯のことをいいます。
- 3...江戸川区に住民票がある方は提出不要です。ただし、状況により提出していただくことがあります。

## (8) 保育料の減額・免除

個別のご案内はしておりません。減額又は免除をご希望の方は、内容をよくご確認のうえ、申請してください。

### 《減額》

以下に該当する場合は、保育料が減額になることがあります(計算の結果、減額にならないこともあります)。「利用者負担額減額(免除)申請書」に下記の必要書類を添付して、保育課保育係に提出してください。申請書は、保育課保育係及び各保育施設にあります。また、区のホームページからダウンロードもできます。

- ・保育料の減額は、書類提出日の翌月(1日付は当月)からになります。
- ・減額になる期間は理由によって異なり、保育料を算定した年度(9月～翌年8月・以下「算定年度」といいます)内に限ります。算定年度の切り替え時に同じ理由が継続している場合は、あらためて申請が必要です。
- ・同じ理由による申請は、算定年度内に1回のみです。また、同じ期間に2つ以上の申請はできません。
- ・保育料の未納がある場合は、適用されません。

減額理由	必要書類	減額期間
その年に、主たる稼働者が失業(自己都合退職を除く)したため	離職票(ハローワーク等に提出する前)等のコピー 退職金等の支払通知書等のコピー	3か月間
その年に、転職・病気(復職が困難)等で世帯収入が著しく減ったため(産休・育休・求職活動中等を除く)	保護者の減額申請前3か月分の給与明細書のコピー 保護者の前年の収入額と賞与額が確認できる書類 病気(復職が困難)の場合は、診断書(原本)が必要です。	3か月間
その年に、出産等で扶養家族が増えたため	親子(母子)健康手帳(出生届出済証明のページ)のコピー	算定年度内
同居家族(在園児を含む)に、身体障害者手帳1～2級・精神障害者保健福祉手帳1～3級・愛の手帳1～3度を所持する方、熟年者激励手当の受給者がいるため	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、療育手帳、熟年者激励手当の受給証明書のコピー 江戸川区に住民票がある方は提出不要です。ただし、状況により提出していただくことがあります。	算定年度内
その年に、病気等で多額の医療費を支払ったため	医療費の領収書、保険金の支払通知書等のコピー 高額療養費の支払通知書等のコピー(該当する方のみ)	算定年度内
その年に、その他特別な理由があるため	状況により異なります。保育課保育係にご相談ください。	

### 《免除》

お子さんが病気等で月の初日から1か月以上通園できない場合(里帰り出産等、保護者都合を除く)は、事前に申請することで、保育料が免除になります。「利用者負担額減額(免除)申請書」に「診断書(通園することが困難である具体的な内容の記載が必要)」等を添付して、該当月の前月末日までに提出してください。免除になる期間は最長2か月間で、一日も登園がない月に限ります。また、該当月に入ってから提出された場合は、免除になりません。

【令和3年度 保育料基準額表】

階層	所得等の条件		保育料		区立保育園の延長保育料		
			0歳～2歳児クラス		0歳～2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳～5歳児 クラス
			第1子	第2子			
A	生活保護世帯		0	0	0	0	0
B	住民税非課税世帯		0	0	0	0	0
C	住民税均等割のみの世帯		1,900	950			
D1	特 別 区 民 税 所 得 割 額 (保護者の合算)	5,000円 未満の世帯	2,400	1,200	700	700	700
D2		5,000円～15,000円 未満の世帯	3,100	1,550			
D3		15,000円～48,600円 未満の世帯	6,800	3,400			
D4		48,600円～51,600円 未満の世帯	8,400	4,200	900	900	900
D5		51,600円～60,000円 未満の世帯	9,500	4,750			
D6		60,000円～77,101円 未満の世帯	15,600	7,800	1,500		
D7		77,101円～97,000円 未満の世帯	19,400	9,700	1,900	1,400	1,400
D8		97,000円～115,000円 未満の世帯	21,800	10,900	2,100		
D9		115,000円～135,000円 未満の世帯	24,000	12,000	2,300	1,500	1,500
D10		135,000円～150,000円 未満の世帯	25,900	12,950	2,500	1,700	1,600
D11		150,000円～169,000円 未満の世帯	27,900	13,950	2,700	1,800	
D12		169,000円～184,000円 未満の世帯	29,700	14,850	2,900	1,900	
D13		184,000円～198,000円 未満の世帯	31,500	15,750	3,100	2,000	
D14		198,000円～215,000円 未満の世帯	33,000	16,500	3,200	2,100	
D15		215,000円～235,000円 未満の世帯	34,700	17,350	3,400		
D16		235,000円～255,000円 未満の世帯	36,300	18,150	3,500		
D17		255,000円～270,000円 未満の世帯	37,800	18,900	3,700		1,800
D18		270,000円～285,000円 未満の世帯	39,100	19,550	3,800		
D19		285,000円～301,000円 未満の世帯	40,700	20,350	4,000	2,200	
D20		301,000円～340,000円 未満の世帯	44,100	22,050	4,300		
D21		340,000円～397,000円 未満の世帯	49,700	24,850	4,800		
D22		397,000円～425,000円 未満の世帯	54,600	27,300	5,300		
D23		425,000円 以上の世帯	58,500	29,250	5,700		

上記の基準額は月額です。

保育標準時間・保育短時間(6ページ参照)とも同額です。

3歳から5歳児クラス、又は住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの保育料(延長保育料を除く)は、

令和元年10月から無償化されました(33ページ参照)。

生計を同一にしているお子さん(年齢制限なし)が2人以上いる場合は、保育料は最年長のお子さんから数えて、第2子は半額、第3子以降は無料になります(24ページ参照)。

保育料の決定後に税書類等の提出や住民税額の更正等があった場合は、**現年度内を限度として、さかのぼって保育料を変更します**(23ページ参照)。

祖父母と同居又は同住所(別世帯でも、住所が同じ場合やマンション等の同じ建物に住んでいる場合を含む)の方には、祖父母の税書類等を提出していただくことがあります。

## よくあるご質問

子育て応援サイト「よくある質問」では、これまで皆様からいただいたご質問を掲載しています。ぜひご覧ください。



保育園に関する  
よくあるご質問Q&A

### Q1.区立保育園と私立の保育施設の違いは何ですか？ 保育料は同じですか？

A 私立の保育施設は、保育施設ごとに運営母体や保育方針等が異なります。申し込み前にお子さんと一緒に施設内を見学、又は保育方針等の説明を受けてください。保育料は区立保育園と同額ですが、**園服・園バッグ・保護者会費等の費用が別途かかることがあります**。また、延長保育料は保育施設ごとに異なります。詳しくは各保育施設に直接お問合せください。なお、区立保育園の延長保育料は、すべての園で同額です(25 ページ参照)。

### Q2.区立保育園と私立の保育施設で、利用調整方法は異なりますか？

A 私立の保育施設は、第1希望の方から順に、利用調整を行います。続いて第2希望の方、第3希望の方、という順番で利用調整を行います(上位希望者優先)。区立保育園は、利用調整指数が高い方から順に内定します。希望順位は関係ありません。また、**希望園の数と利用調整結果は関係ありません**(17~20 ページ参照)。

### Q3.申し込みをすれば、必ず入園できますか？ 入園は先着順ですか？

A 毎年、特に0歳から2歳児クラスに定員を超える申し込みがあるため、**入園できないことがあります**。また、先着順ではなく、保育施設ごとに利用調整を行い、入園内定者を決定します(17~20 ページ参照)。

### Q4.入園を希望する保育施設の募集数が0人でしたが、申し込むことはできますか？

A 退園等で空きが出る場合がありますので、募集がなくても申し込むことはできます(表紙及び7・8 ページ参照)。

### Q5.出生前でも申し込むことはできますか？

A できません。出生届出後にお申し込みください。また、受入開始日齢・月齢は保育施設ごとに異なります。別紙「令和3年度 保育施設一覧」をよくご確認のうえ、お申し込みください。なお、4月入園の申し込みは、申込受付期間以降に出産予定のお子さんでも、誕生日によっては、【区立・私立2回目・区立延長保育】の利用調整の対象になることがありますので、**申込受付期間中に保育課保育係へ必ずご相談ください**(7 ページ参照)。

### Q6.必要書類が締切日までに間に合わない場合はどうなりますか？

A 締切日までに必要書類の提出がない場合は、利用調整の対象外になります。また、書類に不備や不足がある場合は、再提出や追加書類が必要になることがありますので、**期間に余裕をもって提出してください**。なお、利用調整指数は、申し込み時の世帯状況(申込受付期間中の提出書類の内容等)で決定します(19~20 ページ参照)。

### Q7.病気や障害、発育発達等に心配がある子どもの申し込みはどうすればいいですか？

A 病気や障害、発育発達の遅れ等、気になることがある場合は、区立保育園・私立の保育施設を問わず、必ず申し込み前に希望する保育施設へご連絡のうえ、お子さんと一緒に見学をしてください。**見学の際には、お子さんの状態を詳しくお伝えください**。なお、保育施設の受け入れ体制(すでに病気や障害等をお持ちのお子さんが在園している場合等)により、入園する保育施設を調整させていただくことがあります(8 ページ参照)。  
募集がある保育施設でも、受け入れができないことがあります。

### Q8.育児のために自営業を休業しています。入園でき次第再開します。必要書類は何ですか？

A 「就労証明書」と「自営業を証明する書類」及び「育休(産休)後復職誓約書」を提出してください。書類の提出がない、又は休業前の実績等が確認できない場合は、求職活動扱いになります(18 ページ参照)。

### Q9.入園できなかった場合は、再度申し込みが必要ですか？

A 申込書類の再提出は不要です。申し込みは、受付をしてからその年度末(3月入園)まで有効です。翌年度(4月以降)も引き続き入園を希望する場合は、**あらためて申し込みが必要です**(表紙及び7・8ページ参照)。

### Q10.育児休業からの復職予定で申し込みをして内定しましたが、復職後の勤務日数が減ってしまう場合はどうなりますか？

A 育児休業からの復職とは、申し込み時に提出した「就労証明書」の勤務先に復職することをいいます。勤務日数・時間とも、申し込み時と同等以上が必要です。入園月の末日(翌月1日付を含む)までに、**申し込み時と同等以上の勤務日数・時間で復職できない場合、内定取消又は退園になります**(18ページ参照)。

### Q11.育児休業からの復職予定できょうだい同時に申し込みをして、上の子だけが内定し下の子は不承諾だったため、復職ができない場合はどうなりますか？

A 育児休業からの復職予定で申し込みをした場合、申し込み時に提出した「就労証明書」の勤務先に復職することを前提に利用調整を行います。入園月の末日(翌月1日付を含む)までに復職できない場合、原則として内定した上のお子さんは**内定取消又は退園になります**(15及び18ページ参照)。

### Q12.第1希望が私立の保育施設で、第2希望が区立保育園の場合、延長保育の申し込みはどうすればいいですか？

A 区立保育園は、「江戸川区立保育園延長保育申込書」と「延長保育用勤務証明書」を提出してください。申込受付期間や受付場所等は、通常の入園申し込みと同様です。私立の保育施設は、入園(内定)後に各保育施設で直接申込受付を行い、決定します。詳しくは各保育施設に直接お問合せください(9ページ参照)。

### Q13.入園を希望する保育施設に空きがないので、育児休業を延長する予定です。会社に提出するために「利用調整結果(不承諾)通知書」が必要な場合はどうすればいいですか？

A 入園の申し込みをしてください。利用調整を行い、結果が不承諾の場合に発行します。申し込みがあった最初の月と「希望園変更届」を提出した月以外の月で必要な場合は、「通知書等交付申請書」を提出してください。申請書は、保育課保育係にあります。また、区のホームページからダウンロードもできます。なお、**入園の申し込みがない場合(申込書類の有効期間外)は、発行できません**(表紙及び2・7・8ページ参照)。

### Q14.転園の申し込みをしました。転園が内定した時点で、内定を辞退することはできますか？

A 内定を辞退することはできます。ただし、在園中の保育施設には、転園が内定した時点で次に入園する方が内定するため、戻ることはできません。**内定を辞退しても、在園中の保育施設は退園になります**。転園の申し込みの取下げができるのは、各入園希望月の締切日までです(郵送の場合は郵送締切日必着です)。転園を希望しなくなった場合は、「保育施設入園申込取下届」を速やかに提出してください(8及び12ページ参照)。

### Q15.内定を辞退した場合、ペナルティや今後の利用調整等に影響はありますか？

A 現在のところ、ペナルティ等はありません。ただし、内定を辞退する方が増えているため、今後の状況によっては、内定を辞退した方の利用調整方法等を検討していきます。内定辞退は他の方の入園の妨げになりますので、希望順位が低い保育施設でも、内定した場合は入園することを前提に、お申し込みください(12ページ参照)。

### Q16.内定を辞退しましたが、再度入園を希望します。申し込みはどうすればいいですか？

A 再度申し込みが必要です。必要書類や申込受付期間等は、通常の入園申し込みと同様です。なお、一度内定した申し込みに対する「利用調整結果(不承諾)通知書」の発行は、いかなる場合もできません(12ページ参照)。

### Q17.食物アレルギー等がある子どもの給食はどうなりますか？

- A 区立保育園は、すべての園で、食物アレルギーをお持ちのお子さんに除去食の対応を行っています。アレルギー原因食品の除去を希望する場合は、医師による「診断指示書(指定の書式が保育園にあります)」を保育園に提出し、事前に保育園とご相談ください。ただし、重度の食物アレルギー等の場合や、宗教上の理由による除去の場合等是对応できないことがあるため、お弁当の持参等をお願いすることがあります。また、区立保育園では離乳食の対応もしていません。なお、私立の保育施設は、各保育施設に直接お問合せください(8 ページ参照)。  
お弁当を持参した場合等でも、保育料の減額や免除はありません。あらかじめご了承ください。

### Q18.保育標準時間と認定されれば、毎日11時間預けることはできますか？

- A 認定された時間は、最大で利用可能な時間帯です。実際の預かり時間は、保護者の勤務時間や通勤時間等を考慮し、施設長が決定します。また、**利用可能な時間帯は、保育施設ごとに異なります**(6 ページ参照)。

### Q19.現在子どもが幼稚園に在園しています。夏休みの期間だけ保育施設に入園できますか？

- A 幼稚園に在園しているお子さんは、認可保育施設に入園することはできません。その他の保育サービスをご検討ください(29～33 ページ参照)。

### Q20.江戸川区外へ里帰り出産をします。里帰り先の保育施設を利用することはできますか？

- A 転出予定がない場合は、江戸川区を通して入園を希望する自治体に申し込むことができます。里帰り出産で通園できる期間は、出産予定月とその前後2か月の計5か月に限ります。なお、江戸川区内の認可保育施設又は幼稚園に在園しているお子さんは、里帰り先の認可保育施設を利用することはできません(13 ページ参照)。

### Q21.江戸川区外へ転出します。転出後も引き続き通園することはできますか？

- A 転出後も江戸川区の保育施設に引き続き通園を希望する場合は、以下及びの手続きが必要です。**事前に江戸川区役所保育課保育係へ必ずご相談のうえ、締切日までに必要書類を提出してください**(21・22 ページ参照)。  
転出する月の末日までに、江戸川区に「退園届」と「教育・保育給付認定取消申請書」を提出  
転出した月の末日までに、転出先の自治体の窓口で通園継続(実施替え)の申し込み  
**必要な手続きを締切日までに行わなかった場合、引き続き通園することはできません。**また、原則として、保護者いずれもが就労、疾病・障害、介護・看護、就学の事由いずれかに該当する場合に限り、通園できる期間は、原則として年度内に限ります。ただし、引き続き通園できることもあります。**要件は自治体ごとに異なります。事前に江戸川区役所保育課保育係、及び転出先の自治体へ必ずご確認ください。**

### Q22.江戸川区に住んでいます。江戸川区外の保育施設もあわせて申し込むことはできますか？

- A 保護者どちらかの勤務地がある場合、入園を希望する自治体に隣接する住所に住んでいる場合等は、江戸川区を通して入園を希望する自治体に申し込むことができます。**要件は自治体ごとに異なります。事前に江戸川区役所保育課保育係、及び入園を希望する自治体へ必ずご確認ください。**なお、江戸川区と江戸川区外を両方申し込む場合でも、必要書類や提出先等は、江戸川区外へ申し込む場合と同様です。ただし、締切日は、江戸川区又は江戸川区外のいずれか早い方の締切日の1週間前まで(厳守)です。また、申込書類の【利用希望施設名】欄には、江戸川区と江戸川区外の保育施設名を混ぜて記入してください(13～16 ページ参照)。

利用調整は各自治体で行いますが、希望順位の高い保育施設から内定します。

例)江戸川区と保護者の勤務地がある葛飾区を両方申し込む。

第1希望	私立A 保育園	(江戸川区)	✓
第2希望	私立B 保育園	(葛飾区:勤務地)	
第3希望	区立C 保育園	(江戸川区)	

第1・3希望は江戸川区で、第2希望は葛飾区で利用調整を行います。

第1希望で入園可能

第1希望(江戸川区)で内定

第2・3希望で入園可能

第2希望(葛飾区)で内定



# 江戸川区の保育サービス

## (1) 保育ママ

保護者が就労や病気等のために、家庭での保育が困難な場合、保育ママが保護者に代わって家庭的な環境の中で愛情深く保育する、江戸川区独自の制度です。詳しくは別紙「江戸川区保育ママ」をご覧ください。

《保育ママ》 25歳から65歳まで(定年延長あり)の女性で、子育てに熱意と愛情を持ち、保育士・教員・助産師・保健師・看護師等の資格を持つ方が、育児経験のある方を、江戸川区が認定しています。

《対象》 生後9週目(57日目)から1歳未満(1歳になってからその年度末まで)の健康なお子さん

《利用時間》 基本時間 8:30~17:00

時間外保育 7:30~8:30、17:00~18:00(18:00~19:00)

保育時間は、勤務時間+通勤時間です。時間外保育については、申し込み時にご相談ください。

《休日》 日曜日・祝日・年末年始(12月29日~翌年1月3日)の他、保育ママの年次休暇(年間12日)

《利用料金》 基本料金(月額) 14,000円(第2子保育料あり)

雑費(月額) 3,000円(光熱水費・消耗品費)

時間外保育料(1時間) 400円(7:30~8:30、17:00~18:00)

800円(18:00~19:00)

お子さんのミルク・離乳食(お弁当)・おやつ・おむつ・着替え等は、持ち込みをお願いします。

### 《令和3年4月利用開始分の申込受付期間》

【1回目】令和2年12月21日(月)~令和3年1月14日(木)

【2回目】令和3年2月15日(月)~令和3年2月16日(火)

令和3年5月以降の利用開始分の申込受付は、随時行っています。

申し込み先は、保育課保育ママ係です。必要な書類等、詳しくはお問合せください。

《問合せ先》 保育課保育ママ係(区役所2階5番窓口) 電話: 5662-0072

《受付時間》 月~金曜日 8:30~17:00(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)



## (2) 区立保育園の緊急一時保育

保護者が入院(出産や病気等)のために、家庭での保育ができない場合、緊急に保育が必要なお子さんをお預かりする緊急一時保育を、すべての区立保育園で行っています。申し込み先は、保育課保育係です。

《対象》 江戸川区内在住の1歳から就学前の健康なお子さんで、祖父母等の支援が得られない場合  
離乳食の対応をしていないため、通常給食が食べられないお子さんは、利用できません。

《利用期間》 保護者の入院期間中(最長1か月)

《利用日時》 月~土曜日 7:30~18:30の間で保育が必要な時間

《利用料金》 1日につき1,000円

### 《申込受付期間》

出産予定日や入院予定日の1か月前から申し込むことができます。必要な書類等、詳しくはお問合せください。

保育園で面接等を行ってから利用を開始しますので、受付をしてから最短でも数日かかります。

保育園の状況により、ご希望に添えないことがあります(特に4・5月は、利用できないことがあります)。

《問合せ先》 保育課保育係(区役所2階5番窓口) 電話: 5662-0066

《受付時間》 月~金曜日 8:30~17:00(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

区立保育園では、就学前のお子さんを育てている方に、子育て支援事業を行っています。参加をご希望の方は、お近くの区立保育園に直接お問合せください。

### 【子育て支援事業】

- ・ 保育園にあそびにきませんか(親子でふれあいあそび・手遊び・体操等)
  - ・ 親子 de チャレンジ(保育体験)
  - ・ 育児相談
  - ・ 園庭開放
  - ・ プール開放(夏季限定)
  - ・ 子育て情報発信
- 子育て支援事業に参加された方には、「子育て安心パスポート」を配布しています。



### (3)一時保育

一部の私立の保育施設や子育てひろばで、健康で集団保育が可能な就学前のお子さんを、保護者の通院やリフレッシュ等の理由で一時的にお預かりします。利用回数は、1世帯につき1か月5回までです。また、利用時間や料金等は、施設ごとに異なります。なお、事前に登録が必要です。詳しくは各施設に直接お問合せください。

【令和2年8月31日現在】

施設区分	地区	施設名	所在地	電話番号	利用料金
私立の 保育施設	小松川	光徳保育園	平井 6-53-7	3618-0511	4時間まで 2,000円(平均)
	中央	みづえ保育園	江戸川 4-23	3651-9007	
		ゆずりは保育園	大杉 3-23-17	6231-5400	
	小岩	小岩みどり保育園	北小岩 5-27-16	3671-5983	8時間まで 4,000円(平均)
		富士見保育園	北小岩 2-15-8	3657-0515	
	東部	ルンビニー保育園	江戸川 3-8	3670-0134	
		江戸川保育園	江戸川 1-46	3677-4611	
子育て ひろば	小松川	共育プラザ平井	平井 7-21-6	3618-4031	
	中央	共育プラザ中央	松島 1-38-1	5662-7661	

### (4)ファミリーサポート事業

保育施設や幼稚園等へのお子さんの送迎や、一時保育を依頼することができます。子育てのお手伝いをしたい方(協力会員)と、お手伝いを頼みたい方(依頼会員)が、それぞれファミリーサポートの会の会員になり、地域で子育ての助け合いを行います。協力会員と依頼会員が事前に面談等をしてから、利用を開始します。

《利用日時》 月～土曜日 8:00～19:00

《利用料金》 1時間につき800円

上記以外の日時でも、協力会員の了解が得られれば、利用できます(1時間につき900円)。

《問合せ先》 ファミリー・サポート・センター(中央1-4-1) 電話:5662-0364

《受付時間》 月～金曜日 9:00～17:00(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

### (5)子育てサポートひろば

共育プラザの子育てひろばで、1歳から就学前のお子さんを、ファミリーサポートの協力会員が一時的にお預かりします。初めての方は、事前にファミリーサポートの会への入会と、協力会員との面談等が必要です。

地区	施設名	所在地	電話番号	利用日時	利用料金
葛西	共育プラザ葛西	宇喜田町 175	3688-8612	火～金曜日 9:30～14:30 共育プラザの休館日を除く	1時間につき 800円
東部	共育プラザ南篠崎	南篠崎町 3-12-8	3678-8242		

### (6)子どもショートステイ

保護者が就労、病気、介護、冠婚葬祭等のために、宿泊を伴う保育が必要なお子さんを、委託施設や協力家庭等で一時的にお預かりします。なお、事前に登録が必要です。

《対象》 江戸川区内在住の18歳未満の健康なお子さんで、祖父母等の支援が得られない場合  
病気や障害、食物アレルギー等をお持ちのお子さんは、お預かりできないことがあります。  
詳しくは児童相談所総合相談係にお問合せください。

《利用期間》 原則として1回につき6泊7日以内(年度内は14泊まで)

《利用料金》 1人1日につき3,000円(減額制度あり)

例)1泊2日 6,000円(通学の送迎費等は、別途実費がかかります)

《問合せ先》 児童相談所総合相談係(中央3-4-18) 電話:5678-1810

《受付時間》 月～土曜日 8:30～17:00(日曜日・祝日・年末年始を除く)

## (7)病児・病後児保育

病気の治療中や回復期にあり、まだ集団生活が困難な生後6か月から小学校3年生のお子さんを、医療機関の附帯施設等でお預かりします。医師の許可が必要です。また、麻しん等の感染症や入院が必要な場合等は、利用できません。詳しくは各施設に直接お問合せください。

《定員》 各施設1日4人まで(先着順・要予約)

《利用料金》 1日につき4,200円(初回のみ、別途登録料2,000円がかかります)

地区	施設名	所在地	電話番号	利用日時	予約方法
小松川	ぬまのクリニック 病児保育室ぐらんま	平井2-25-11 稲葉ビル101	5609-6616	火・水・木・金 8:30～17:30	電話予約は前日17:00まで。定員に空きがある場合に限り、朝8:00から当日受付を行います。
小岩	東小岩わんぱく クリニック病児保育室	東小岩4-5-2 神奈川ビル1階	5612-3754	月・火・水・木・金 8:30～17:30	電話予約は前日19:00まで。インターネット予約あり。定員に空きがある場合に限り、朝8:30から当日受付を行います。
鹿骨	篠崎駅前わんぱく クリニック病児保育室	篠崎町2-7-15 エスタシオン篠崎1階	5879-8871	月・火・水・木・金 8:30～17:30	
葛西	西葛西わんぱく クリニック病児保育室	西葛西3-15-13 第一江の本ビル2階	5679-7681	月・火・水・木・金 8:30～17:30	

## (8)幼稚園(区立・私立)

私立幼稚園には、正規の教育時間の前後や夏休み等の長期休暇中に、在園児をお預かりしている幼稚園があります。預かり時間や料金等は、幼稚園ごとに異なります。詳しくは各幼稚園に直接お問合せください。

### 私立幼稚園...3歳から5歳児クラス

3歳・4歳・5歳児が対象の3年保育です。幼稚園と保護者との直接契約です。4月入園の申し込みは、前年の10月15日～10月31日に各幼稚園が願書の配付を行い、11月1日から受付を開始します。年度途中での入園は、各幼稚園に直接ご相談ください。また、満3歳児の受け入れや、預かり保育(在園児が対象の教育時間外保育)を行っている幼稚園もあります。詳しくは別紙「私立幼稚園の預かり保育について」をご覧ください。

《問合せ先》 各幼稚園 又は

子育て支援課推進係(区役所3階7番窓口) 電話:5662-1001

### 区立幼稚園...4歳・5歳児クラス

4歳・5歳児が対象の2年保育です。4月入園の申込受付は、前年の11月頃に行います。年度途中での入園は、船堀幼稚園に直接ご相談ください。また、ショートサポート保育(在園児が対象の一時的な延長保育)や、親子ひろばあいあい(就学前のお子さんを育てている方のための子育て支援事業)も行っています。

《問合せ先》 船堀幼稚園 電話:3675-1131 又は

学務課学事係(区役所4階5番窓口) 電話:5662-1624

## (9)発達相談・支援センター

1歳6か月から就学前のお子さんを対象に、障害児相談支援、児童発達支援、保育所等訪問支援事業を行っています。相談から訓練までワンストップで支援する、地域の障害児支援の拠点です。また、科学的な根拠のあるプログラムを用いた、専門的な個別の訓練が行える場となっています。申込方法や利用料金等、詳しくは施設に直接お問合せください。

施設名	所在地	電話番号	利用日時
発達相談・支援センター	平井4-1-29 (小松川区民館隣)	5875-5321	月～金曜日 8:30～17:00 (サービス提供時間 9:30～16:30) 土・日曜日・祝日・年末年始を除く



## (10)育成室

1歳6か月から就学前のお子さんを対象に、児童発達支援事業を行っています。心身の発達について、心配や遅れのあるお子さんと楽しく遊びながら、日常生活に必要な身辺自立を促し、心身の発達を支援していきます。保護者の方には付き添って通室していただきます。申込方法や利用料金等、詳しくは各施設に直接お問合せください。

地区	施設名	所在地	電話番号	利用日時
小岩	小岩育成室	北小岩 2-14-17 (共育プラザ小岩内)	3672-0614	月～金曜日 9:00～16:30 (サービス提供時間 9:30～16:00) 土・日曜日・祝日・年末年始を除く
東部	篠崎育成室	篠崎町 3-18-5	6231-8017	
中央	鹿本育成室	本一色 2-10-15	3651-3776	
葛西	葛西育成室	宇喜田町 175 (共育プラザ葛西内)	3688-8613	
	臨海育成室	臨海町 2-2-2	5679-8115	

## (11)認証保育所

大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都独自の基準により認証した保育所で、都と区が運営費を助成しています。施設と保護者との直接契約です。また、一時保育を行っている施設もあります。預かり時間や料金等は、施設ごとに異なります。申込方法等、詳しくは各施設に直接お問合せください。

【令和2年8月31日現在】

地区	施設名	定員	所在地	電話番号	対象
小松川	ソレイユナーサリー小松川	23	小松川 1-5-2 2F	5875-5787	0歳～2歳児
小岩	どんぐり保育園小岩	30	南小岩 7-16-5	5668-3715	0歳～5歳児
	飯塚保育園	14	南小岩 6-13-1	3657-6073	0歳～2歳児
	成光堂ベビーセンター	9	北小岩 2-8-20-201	3659-7566	0歳～2歳児
	ナーサリールームベリベア小岩	20	西小岩 1-24-13 2F	5612-1617	0歳～3歳児
	小岩駅前桜華保育園	34	東小岩 6-14-8	3673-8110	0歳～2歳児
東部	瑞江ホーム 東部認証保育所	26	東瑞江 1-18-5	3678-3712	0歳～2歳児
中央	ポピンズナーサリースクール一之江	40	一之江 8-14-1 4F	3674-2101	0歳～5歳児
	わんぱく SMILE 松島園	40	松島 4-29-7	5663-7445	0歳～5歳児
葛西	仲よし保育園	29	東葛西 8-5-8	3675-3883	0歳～2歳児
	子ばと保育園	18	南葛西 3-24-11	3686-9687	0歳～2歳児
	ピノキオ幼児舎西葛西園	32	西葛西 6-13-7 3F	5667-6477	0歳～5歳児
	ぼけっとランド船堀	30	船堀 4-11-11 1F	5878-3857	0歳～2歳児
	みんなの遊々保育園	40	中葛西 4-2-1	5659-3880	0歳～5歳児
	みのり保育園	33	中葛西 5-36-12 2F	3688-2981	0歳～2歳児

《助成金についての問合せ先》 子育て支援課施設利用給付係(区役所 3階 7番窓口) 電話：5662-1012

## (12)長期育休支援事業

国の制度の育児休業は最長で2歳までですが、さらに上乘せして3歳の年度末まで育児休業が取れるようになるための補助事業です。区内の中小企業と、そこに勤務する区内在住の育児休業取得中の方に、補助金を支給します。

《対象》 江戸川区内在住の認定を受けた区内の中小企業に勤務している方で、お子さんが2歳になるまで継続して育児休業を取得している場合

その他にも要件があります。詳しくは区のホームページをご確認ください。

《補助内容》 育児休業取得中の方への補助...給料の50%相当

区内の中小企業への補助.....求人広告費補助、代替従業員賃金差額補助

《問合せ先》 子育て支援課計画係(区役所 3階 7番窓口) 電話：5662-0659

### (13) 幼児教育・保育の無償化

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

【対象】 3歳から5歳児クラスのお子さん 又は  
住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスのお子さん

江戸川区に住民票がある方は、江戸川区外の対象施設・サービスを利用している場合も対象です。

#### 【対象施設・サービス】

認可保育施設(認定こども園、小規模保育、事業所内保育を含む) 延長保育料は対象外

保育ママ 雑費、時間外保育料は対象外

私立幼稚園(従来制度園、新制度園)、区立幼稚園

幼稚園の預かり保育(在園児が対象の教育時間外保育)

認可外保育施設(国の基準を満たすもの)、認証保育所、一時保育(区立保育園の緊急一時保育を除く)、

病児・病後児保育、ファミリーサポート事業

を利用している場合、～は併用できません。

を利用している場合、保育の必要性の認定を受けた方は、～を併用できます。なお、在園している幼稚園が行っていない場合や、～が十分な水準でない場合は、～を併用できることがあります(限度額あり)。

障害等をお持ちの就学前のお子さんが対象の発達支援事業は、利用料金が対象です。

#### 【申請方法】

無償化の対象になるためには、江戸川区に申請を行い、施設等利用給付認定を受ける必要があります。施設等利用給付認定の開始日は、申請日からさかのぼることはありません。施設等の利用開始日の前日までに、「施設等利用給付認定申請書(江戸川区指定の書式)」に必要書類を添付して、子育て支援課施設利用給付係に提出してください。申請書は、子育て支援課施設利用給付係にあります。また、区のホームページからダウンロードもできます。

又はのうち私立幼稚園(新制度園)、区立幼稚園を利用している場合、申請は不要です。

認定区分	対 象	必 要 書 類
1号認定	満3歳以上で、幼稚園の教育時間のみを希望する子ども	施設等利用給付認定申請書 表面のみを記入してください。
2号認定	満3歳に達する日以後の最初の4月1日を経過している子どもで、保護者に保育の必要性がある場合	施設等利用給付認定申請書 + 保育の必要性を確認する書類 詳しくは申請書の裏面をご覧ください。
3号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもで、保護者に保育の必要性がある場合(住民税非課税世帯のみ)	

#### 【保育の必要性の事由】

施設等利用給付2号・3号認定を受けるには、保護者いずれもが以下～の事由いずれかに該当する必要があります。

事 由	保 護 者 の 状 況
就 労	月48時間以上勤務している(通勤時間・休憩時間を除く)
妊娠・出産	出産のため、準備や休養等が必要(出産予定月とその前後2か月の計5か月に限る)
疾病・障害	病気、負傷、心身に障害等があるため、保育が困難 診断書は、お子さんを保育することが困難である具体的な内容の記載が必要です。
介護・看護	同居している病気の方や障害者等を常時介護・看護している、病院や施設等に付添いをしている
就 学	就学・技術習得のため外出を常態とし、保育ができない 月48時間以上授業等を受けていることが必要です。
求 職 活 動	求職活動をしている(3か月に限る) 施設等利用給付認定後、3か月以内に勤務を開始し、「施設等利用給付認定変更届」+「就労証明書」の提出、又は「施設等利用給付認定申請書」の再提出がない場合は、3か月で認定終了になります。
そ の 他	家庭での保育が困難(災害復旧等)

#### 【認定継続の審査】

施設等利用給付認定後も、保育の必要性を確認するため、毎年1回すべての世帯に認定継続の審査を行います。

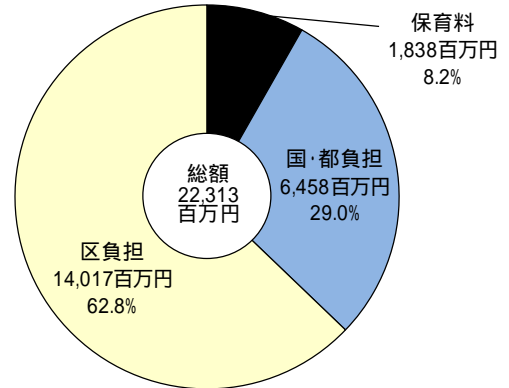
【問合せ先】 子育て支援課施設利用給付係(区役所3階7番窓口) 電話：5662-1012

# お知らせ

## (認可保育施設全体の運営経費)

### (1)認可保育施設にかかる運営経費と保育料

認可保育施設の運営経費には、年間約 223 億円の予算が使われています。予算のうち、保護者の方からいただく保育料が占める割合は 8.2%で、多くは皆様からお預かりした税金でまかなわれています。このため、保育料の適正かつ公正な賦課・徴収に努め、今後も限られた財源の中で保育ニーズに対応していくために、効率的な保育施設運営を進めていきます。



### (2)区立保育園における施設型給付費

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まり、施設型給付という財政支援の制度が創設されました。この制度は、保護者の皆様への個人給付を基礎とし、確実に保育に要する費用に充てるため、各施設が保護者の皆様に代わり、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 5 項及び第 6 項の規定により、法定代理受領する仕組みになっています。このお知らせにより、皆様に江戸川区における施設型給付に関する考え方をお知らせすることで、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項の規定による通知とさせていただきます。

#### 【江戸川区における施設型給付に関する考え方】

歳入		歳出
施設型給付費相当分(税等の一般財源)	5,836,062 千円	区立保育園の運営にかかる経費 (維持管理費・人件費等) 6,376,440 千円
保育料	528,165 千円	
その他の収入(特定財源)	12,213 千円	

施設型給付費に相当する額(5,836,062 千円)を、入所児童延べ人数(約 42,000 人)で割り返したものが、一人当たりの施設型給付費の額(月額約 139 千円)になります。

数値は、あくまでも令和元年度決算額から算出した概算値であり、実際の額とは異なります。

### (3)区立保育園の民営化

江戸川区では、行政サービスの向上や経費削減を図るため、保育事業に限らず江戸川区全体の取組として、民間活力の活用を積極的に進めています。区立保育園の民営化も、その一環として行うものです。

#### 《保育園の民営化とは》

児童福祉法では、法に定められた認可保育施設(国の基準を満たし都又は区が認可した施設)において保育を実施するのは、区立保育園・私立の保育施設にかかわらず区となっており、その保育施設の運営水準等はすべて同一で、区立保育園と私立の保育施設に違いはありません。保育園の民営化は、区の職員が直接保育を行う区立保育園から、社会福祉法人等の民間事業者の職員が保育を行う私立の保育施設に運営を変更することです。民営化後も保育の実施者としての区の責任は変わりません。

#### 《民営化の計画》

すべての区立保育園を対象として、保育士や施設の状況等、様々な要因を総合的に勘案し、園数や対象園を決定します。平成 19 年度から令和 2 年度までに 20 園の区立保育園を民営化し、おひさま保育園として社会福祉法人えどがわが運営しています。社会福祉法人えどがわは、区内のすべての私立幼稚園とすべての私立の保育施設が一体となって保育施設の運営を目指し、平成 14 年に設立した社会福祉法人です。なお、令和 3 年 4 月に民営化する区立保育園はありません。

#### (4)地域型保育事業

小規模保育・事業所内保育は、少人数(主に20人未満)で0歳から2歳児クラスのお子さんをお預かりする事業です(3ページ参照)。卒園後の連携施設が未設定の場合は、3歳児クラスでの新規の申し込みが必要になります(表紙及び7・8ページ参照)。保護者の就労状況等にもよりますが、卒園後の保育の継続性を考慮し、優先的な利用調整を行っています(20ページ参照)。

【令和2年8月31日現在】

保育施設名	保育施設所在地	連携施設名	連携施設所在地	受入人数(予定)
ソレイユナーサリー平井	平井 5-27-6-201	小松川めぐみ幼稚園	小松川 1-2-11	2人
		ココロラポインターナショナル平井	平井 4-18-4	3人
にっこりハウス	東小岩 3-23-12	未設定		
ほっぺるランド西葛西	西葛西 2-22-45 1階	ほっぺるランド中葛西	中葛西 1-1-15	8人
みのりきつずなあさりい	西瑞江 5-7-3 1階	明福寺ルンビニー学園幼稚園	江戸川 3-8-1	8人
おれんじハウス西葛西保育園	西葛西 5-8-3 小島町二丁目団地 3号棟 1階	西葛西ちとせ保育園	西葛西 2-17-15	3人
		ばどうばし幼稚園	中葛西 4-16-11	3人
		さくらさくみらい中葛西	中葛西 7-27-10	3人
Kid's Patio かさい園	東葛西 6-22-8 1階	未設定		
ベビーピース	船堀 2-15-17 1階	船堀わんぱく保育園	船堀 5-11-15	1人
		グローバルキッズ船堀園	船堀 4-8-11	2人
		グローバルキッズ宇喜田町園	宇喜田町 1279	1人
		なつめ保育園	船堀 4-8-17	1人
		ソラスト船堀保育園	船堀 3-15-15-1F	1人
ソフィアかしの木	船堀 6-3-3	月映保育園	船堀 6-9-30	3人
		源法寺幼稚園	東小松川 2-17-14	3人
江東園つばき保育園	春江町 2-5-15	各おひさま保育園	各おひさま保育園	6人
		江戸川保育園	江戸川 1-46	2人
瑞江わんぱく保育園	瑞江 2-22-12	聖明幼稚園	江戸川 1-24	4人
このはな浅間保育園	篠崎町 2-5-2	浅間幼稚園	上篠崎 1-22-11	7人
はな保育園	篠崎町 7-13-8	未設定		
Kid's Patio ひがしこまつがわ園	東小松川 2-10-5	未設定		
ひろば共同保育所	本一色 3-24-2	未設定		
東一の江保育園こすもす	西一の江 2-28-18	東一の江幼稚園	西一の江 2-28-18	8人
しおどめ保育園江戸川中央	中央 2-27-2	ほほえみ保育園	松島 1-30-5	1人
アゼリーアネックス保育園	大杉 2-10-16	アゼリー保育園	中央 1-8-21	7人

#### <えどがわ子育てガイド>

妊娠時から出産、育児等の子育て支援事業や各種保育サービス、子育てひろば、幼稚園、子どもの安全・安心等の子育てに役立つ情報を掲載したガイドブックです。子育てひろば、江戸川区役所保育課又は子育て支援課の窓口でご覧いただけます。また、区のホームページからダウンロードもできます。ぜひご活用ください。

